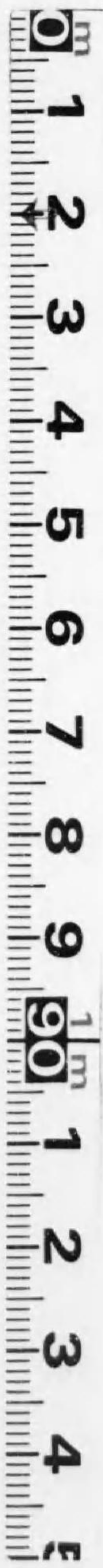


503

235



始



竹内雪山著

金魚の女

503-235



のめし

著郎太卷内竹



自序

日本丸と云ふ船が、明治維新の際、世界の大洋に向つて航海を始めた、今や其真中に在りて、航路が分らない、東せんか、西せんか、五里霧中に彷徨して居る、茲に其の進路を示さんが爲に、簡易食堂を設けて、「金銀のめし」を賣出した、其味の甘味いか、不味いか、一つ召上つて見て下さい、少し新鮮だから、硬いかも知れませんが、能く噛み挫いて下さい、味が出るだらうと思ひます、敢て江湖の男女諸賢に進言いたします。

大正十二年四月櫻咲く頃

竹内雪山識

官 政治家の範圍 警察官は政治家の爪牙ではない

第三章 外交官の爲に……………三五

外交官の必要 採用法は改良すべし 外交の拙劣 國民外交

第四章 學生の爲に……………四六

昇格運動 不良少年 學問の獨立

第五章 女學生の爲に……………六〇

女子の獨立心 男女共學 男尊女卑 婚姻

結婚費

第六章 陸軍々人の爲に……………六六

戦争の本分 兵役年限 勳章 軍隊編成法
要塞 士官養成法 階級減少 俸給 參謀
本部 軍司令部 陸海軍大臣 帷幄上奏
在郷軍人會

第七章 海軍々人の爲に……………八四

海軍の起原 華府會議 各國の共同管理 補助艦や潜航艇は問題ではない

第八章 市町村長の爲に……………九

其資格 萬事は仕なくつても宜い 調査が多い
俸給が高い 交際費 濫りに手を出すな 市
町村長は人民より公選すべし 市町村の區域
議員選舉法

第九章 銀行家の爲に……………一〇六

貸金の手數料 高利貸 銀行は國立とすべし
低利資金 銀行は貸す義務がある 質屋 強
制執行

第十章 労働者の爲に……………一二七

賃銀 全労働收益説は不可なり 工場主の攻撃
工場の収益に加入せよ 賃銀論 金貨を使用す
べし

第十一章 貴族院議員の爲に……………一三九

歐米の上院 貴族院の改革案 議員は有期とす
べし 超然内閣

第十二章 衆議院議員の爲に……………一三六

始は脱兎の如く終は處女の如し 政黨の總裁が何

だ 金の選舉だ 選舉取締法の改正案 非解
散論 議會の召集 議員のサボリ方

第十三章 樞密院顧問官の爲に……………一四五

樞密院の必要 其改造案

第十四章 財産家の爲に……………一五〇

資産 何の爲の財産だ 衣食住の費用 富豪
の心理 其は間違だ 事業の極度の發達 お
山の大将 資本の戦争 遺産相續の制限 士
地所有權 土地所有制限 市街地の所有制限
會社の利益配當制限

第十五章 裁判官及辯護士の爲に……………一六四

訴訟の實質に重を置き 訴訟を迅速に終了せよ
無罪の者に賠償せよ 陪審法 犯罪所罰法
死刑か有期懲役か 慣行犯は死刑に處すべし
檢事の獨立 裁判官の常識

第十六章 小學校教師の爲に……………一七三

物價の原理 俸給手當 國民學校と改むべし
入學試験の難問は無理だ 其矯正法 學校の火
事

第十七章 惨死者の爲に……………一七九

駆落の男女 身上話 情死の覺悟 自殺は勝
手だ 人生觀 公設自殺場

第十八章 國民の爲に……………一八五

國家の起原 民は國の本なり 代議士の選舉に
注意せよ 政黨には濫りに入るべからず 政黨
の地盤とは何んだ 政治家は役者だ

第十九章 外國人の爲に……………一九〇

外國人の待遇 各國政府が悪い 外國人を排斥

するは無理だ 世界何處に住むも勝手だ 「アア」の

洪水 釋迦 基督 一視同仁

目錄終

金銀のめし

竹内雪山著

第一章

婦人の爲に

結婚、貞操、貞操蹂躪、夫婦獨立、未亡人、
參政權、産兒制限、國立養育院

東京の真中の日比谷公園の附近に、「金銀のめし」と云ふ簡易食堂が
出来た、場所柄と云ひ、且金銀を渴仰する人々が多い、世の中だか
ら、開業當日から、黒山の人が押掛ける、食堂の主人らしい、肥つ
た男が、皆さんそんなに、押さないで下さい、御望みの方々には、

残りなく金銀の御飯を差上りますから、どうぞ御静に願升。

先づ御婦人から御入り下さい、お嬢さんよし、奥様よし、老婆よし、女中よしですナ——、兎に角女性の方は皆一團になつて、椅子に掛けて下さい。

サテ私が今度、簡易食堂を設けて、「金銀のめし」と云ふものを賣出したに就ては、一言おことわりして置きたいのは、僅か十銭か、十五銭を拂つて、黄金の大判や、小判が、ザク／＼とするような、現ナマを澤山召上ると、思ふのは餘りに慾が深すぎます、私が之から皆さんにお話しする言葉が、金銀の價值があると云ふのですかね——そこは御間違のないように御願を致します。

結婚

抑も婦人なるものは、人間の半數を占むるものにして、男子と殆んど同數であります、此男女が、相寄り、相助けて、微妙に調和さ

れるのです、言はゞ男女が相結合して、一生を愉快に、安樂に経過するものです、之を稱して結婚といひます、して此結婚なるものは、男女異性の天然的結合であつて、中性動物にあらざる限りは、免るべからざる運命です、其男女間の結合が、其國、其時代の法律習慣が認許したる場合は、之を稱して夫婦と云ひ、之を認許せざる場合は野合と云ひます、舊來の論者は夫婦間にあらざる男女の結合は、一切之を禁止すべしといひますが、そんなことが到底行はれることではありません、然らば御覽なさい、如何なる國、如何なる時代に於て、夫婦以外の男女が、交通しないと云ふ事實がありましたか、只有夫の婦は他の男子と交通しては不可なりと云ふのみです、此有夫姦を法律を以て罰するのは、畢竟野蠻時代の遺物であつて、婦人を自己の所有物と心得る思想から來たのです。

此遺物を稱して婦人の貞操と云ひます、然らば此貞操なるもの、眞價如何を探究するに、婦人が夫たる男子に對する好意にしか過ぎないのです、若し血統論を云ふならば、癡癲、白痴の夫を有する婦人や、癩病、肺病、其他悪性の病氣を有する夫を持つ婦人は、寧ろ夫の交通を拒絶して、他の男子と交通することが、社會政策上善事と謂はなければならぬでしやう、然るに何れの國の法律を見ても、單に有夫の婦は他の男子と交通することを禁ずと云ふ點より見れば、婦人の貞操なるもの、道理上の根據が乏しい、或は又男子は女子に對して完全に保護し、且衣食住の安全を供給するから、女子は夫たる男子に對して、絶対に服従し、決して他の男子に戀愛を分與することは出来ない、と然らば男子より完全の保護を享くる女子は、貞操を守るの義務ありとするも、反對に女子より男子に衣食住を供給

する夫婦間にありては、反つて男子に、他の女子と交通すべからずと云ふ、貞操の義務を負担せしめなければならぬ、然るに何處の國の法律でも、そんな除外例を設けたるものはないではないか、然らば婦人の貞操なるものは、其夫に對する戀愛の一表情にして、夫の嫉妬心の豫防劑に過ぎないと云はなければならぬ、又男子の貞操なるものも、女子の嫉妬心の豫防藥に外ならないと云ふことになる、元來戀愛なるものは、男子でも女子でも、其相手方に對する一方行爲にして、其相手たる男女が、之を甘受するとも、又は拒絶するとも、各自の自由行爲であります、大多數の夫婦は、双方の戀愛の結合したるものであるが、此結合は各自の自由意志に依つて消滅すべきものである、離婚とは此意思表示の結果である、只國家は男女の自由意思を一方の承諾なくして、素りに取消されては、公安に害が

貞操蹂躪

あると云ふので、法律を以て制限を付けて置くのです。

男女両性の交通即戀愛の結合なるものは、男女とも自己の自由意思より出たるものであるから、後日に至りて之を後悔するも、最早六日の菖蒲、十日の菊で、如何ともすべからざるものである、自己の爲したる行爲は、自己が其責に任せなければならぬ、よく世間には貞操蹂躪などの訴を起す婦人があるか、強姦なれば刑事上民事上の責任があるが、若し和姦なれば可笑なものではないか、女子が自己の自由意志に依つて、他の男子と交通し、後日に至りて男子が其愛情を放棄したからとて、其男子をして其責に任せしめると云ふことは、道理に叶はぬではないか、それとも其男女間に産れた子供の、養育費を全額又は半額、支出せよとか云ふならば尤もだが、自己の自由意思に因る交通に對して、損害賠償を請求するとは、恰も賣春

婦が男子に對して其代金の不拂を請求すると同一ではないか。

若し貞操蹂躪なるものを正當とするなれば、男子が女子より放棄せられたるときも、男子の貞操を蹂躪せられたりとして、起訴せられなくても仕方がない、故に完全に自覺したる女子に在りては、自分の自由意思に依りて、爲したる行爲に對しては、他の男子に對して彼此言ふべき筋合ではあるまい、尤も詐欺、暴行、強迫等に因りて、女子が其交通を餘儀なくせしめたる場合には、其向きまゝに由つて、法律の保護を受くればよい、要するに、女子の男子との交通には、和姦と、強姦との二種より外はあるまい、貞操蹂躪と云ふが如きは、詐欺に原因する交通なり、姦通なりとでも云ふべきかね——、若し女子が男子に其交通關係を杜絶せられたるときに於て、損害賠償として慰安料を請求するが如きは、婦人は男子の占有物、之を極端に

云へば玩弄物と云ふ、古代の野蠻思想の遺物に過ぎない、若し婦人が獨立の人格を有し、自由の思想を以て、男子と交際するならば、何も男子に欺かれ、強制せられて、交通したりと言ふ事はあるまい、だから男女同權を主張し、女子の獨立を唱ふるならば、そんな卑怯な事を言ふべきではない。

元來男女間の交通と云ふものは、人間本來の性格の然らしむる所であつて、もつと強く云へば生物自然の作用であつて、何も他人より強ひられて、交通すべきものでない、各其人の自由意思に基きて、交通すべしと思へば交通し、否と思へば拒絶すべきである、或は美貌を有する女子が、嫌惡すべき男子に、強ひられ、打たれ、殺さるゝが如き事がありとするも、之は不可抗力であつて、狂人に殺傷せられ、落雷に傷つけられると同一の災難である、運命である。

立夫婦獨

それから女子が結婚すると、自ら自分の人格を害するよふな行爲がある、即女子が自ら好んで、夫の附屬物のよふな形ちで喜んで居ることである、例へば華族と結婚すれば、忽ち伯爵夫人とか、男爵夫人とか稱し、學校の先生と結婚すれば、校長の夫人とか、先生の細君とか、云ふて喜んで居る、若し女子に獨立の人格があるものなれば、自分の職業が女工であれば、國務大臣の夫人と爲つても、一女工と云ふ觀念を失つてはならぬ、若し自分が小學校の教員であれば、夫が小賣商人であらふが、何も商人と云ふ心持になる必要がない、若し自分が畫工であるなれば、夫が銀行の役員であらふとも、何も自分が金貸氣質を持つ必要はない、之と同時に夫が市長や、町村長であらふとも、自分は自分の地位を守りて、市町村長のような顔をするには及ばない、又夫が國務大臣であらふとも、國會議員で

あらうとも、自分は自分の職位に甘んじて、大臣風や、議員風を吹かす必要はない、之と反對に自分が高等官の教員であつて、夫が農夫であるとか、電車の車掌であつたとしても、何も農夫や、車掌の身分を取得するには及ばない、要は自分の職分を守りて、醫者は醫者、藝者は藝者、「タイピスト」は「タイピスト」と心得て居れば可い、夫が官吏であるからと云つて、官吏風を吹かし、夫が會社の社長であるからと云つて、社長風を吹かす必要はないではないか。

未亡人

又女子に對して未亡人と云ふ言葉があるが、之は夫の死亡したる婦人に對する、一の侮辱であるよふに思ふ、何も夫が死亡したればとて、其婦人に對して未だ死亡せざる人と云ふ必要はあるまい、何も女子が男子の從屬物にして、男子が死亡すれば、女子が死亡すべき義務を持つては居まい、之は畢竟野蠻時代に主人が死ねば、從者

參政權

を生理とした時代の遺物であらふ、随分婦人方に對する失敬千萬な言葉であるが、此な失敬語を頂戴して喜んで居る婦人は憫むべきものだ、印度あたりでは、未だ結婚せざるに許嫁の爲、夫の死亡に依り未亡人となるそうだ、頭髮を切るのも此類かネ――。

「ア、御主人！、能く解りました、男女同等と云ふことは御説の通りでしょう、然らば男子に政治を議し、法律を作る権利があるなれば、女子にもありそふなものですネ――、ハ、ア――皆さん方は洋装して、「ハイカラー」丈あつて、女子の參政權を主張するかね――、御尤な御考へです、凡て其國土に生れたり、其土地に住居して居るものは、其社會の安寧を保ち、其幸福を増進する方法を講ずるのは、當然の権利であり、又義務であります、其間に男女の區別のあるべきものではないのです、婦人參政權の如きは當然のことです、然る

に今日我日本の社會に於ては、其當然のことが不思議のことによう
に感ぜらるゝのです、それは丁年以上の男子ですらも、ヤレ國税を
五圓以上納めなければいけぬとか、三圓以上に納めなければならぬ
とか、ヘンテコな理窟が流行する世の中ですから、婦人參政權など
は政治家の頭にないのでしやう、男子の普通選舉などを拒絶する連
中には、女子なるものは、家内の掃除でもしたり、御飯でも炊いて
居れば宜いと思ふのです、女子教育などは飛んでもないこと、それ
でも小學校に出すのは、勝手に米屋の通帳や、八百屋の帳面が分ら
なくつては、困ると云ふからでしやう、此多數の御婦人の中には、
政治家を夫に持ちたるものもありましやう、一つ家に歸つたら、夫
の頭惱を叩いて御覽なさい、どんな音がするか、ドンとかカンとか
いはないでしやう、必らずバカ／＼といふでしやう。

産兒制限

四十前後の世話女房風の婦人が立上り、先頃世間を騒がしたサン
ガ、夫人の産兒制限論はどんなものですか？、サアそれは、元來婦
人が男子と交通して受胎し、子供を産むのは、動物の本性にして、
別に怪しむべきことではない、又其産兒を愛育するのも、母たり父
たるもの、本性にして、動物の性質を多く有すれば有する程、多く
其子供を愛するものです、未開時代に於ては、結婚の目的を此子供
を産むと云ふことに重きを置いたものです、故に昔日は子なき女は去
る、と云ふ諺がある位です、然し産兒は結婚の目的ではなく、副産
物であります主なる目的は男女の交通であります、産兒は副産物で
あるとは云へ、男女の交通に伴ふ當然の結果であるが爲、之を嫌忌す
るといふことは、餘りに結婚の主なる目的に重を置きたる譯であり
ます、然し其男女の副産物たる産兒を嫌忌するならば、受胎せざる

方法を講ずるのは御勝手次第です、受胎せんと欲せば受胎すべし、受胎せざらんと欲せば、受胎せざるよう注意すべきです、之が何も道徳に反するでもなければ、社會上の安寧を害するでもないのです。抑も受胎を嫌忌し、産兒を制限せんと欲する人々は、未婚の男女か、貧困にして多數の子供を養育すること能はざる人々であれば、其受胎せざるようの方法を講究せしむることは、自己生存上の必要から來るのであつて、公安を害する所か、寧ろ獎勵すべきでありま

す、米國のサンガー夫人が、此福音の宣傳に來たのに、之を妨害して演説をせしめなかつた、邦國がそんぢよ其處らにあるそうな、一體其等の人々の頭腦は、只舊慣に囚はれるといふことより外に、一の考案もなく、一の理想もないのです、よく此等の國に蓄音器が來たり、飛行機が輸入されたものですナ——、藤原時代や、徳川時代

國立養育院

には、飛行機や、蓄音器がなかつた筈だ、「キリシタン、パテレン」宗として輸入を禁止せらるゝが當然であらふ。

社會政策上から見て、其國の人口増加を阻止せんと欲せば、産兒限限法を獎勵し、若し其國の人口を増加するが適當ならば、産兒制法の如きは之を嚴禁して、貧民の子供であらうが、私生兒であらうが、成るべく多く産出するよふな方法を、獎勵するがいゝ、其方法としては、今日の養育院制度を擴張して、國家の經營として、一郡一區、に一ヶ所位宛建設して、其子供の養育方を依頼するものがあれば、何人の子と雖、之を受取つて養育して遣るべしだ、今日の如く父母のある子は受取らぬとか、孤兒でなければ預からぬと云ふことが間違つている、若し其子の母若くは父が、其子を養育する義務を全然負擔するならば、其負擔に耐へない父母は、之を放棄し

たとして、其人の自由ではないか、元來人間が自己の生存が出来ない場合に、其子供を養育する義務があるとは、如何に國家と雖、壓制の甚だしきものだ、自分が生存の出来ないものが、子供即他人を養ふ義務を履行せよとは、出来ない相談だ、モ一少し政治家や、官吏には、道理が解り、時世に適應するような、施設を考案をして貰ひたいものだ。

第二章 政治家の爲に

普選尙早論の根底、 尙早論の誤謬、 議員の本分、
國務大臣、 内閣總理大臣公選論、 事務官は事務官、
政治家の範圍、 警察は政治家の爪牙ではない、

今遠くで聞いて居れば、吾々政治家の頭を殴ぐれば、バカ／＼と云ふ音がするだらうなどと云はるゝが、是は我々政友を侮辱するものであつて、何も我々と雖、心の底から普選尙早論を主張する譯ではない、國家を守護すべき兵役の義務は、二十歳の男子には皆負擔せしめて置きながら、代議士を選擧する権利を附與せしめないと云ふ事の、非理の甚だしきものであることは、能く了解して居ります、只兵役の義務は、明治維新の時に、廢藩置縣と同時に決行したから

普選尙
早論の
根底

行はれたものだ、參政権は其時には斷行されず、自由黨や、改進黨に攻られて、漸く帝國憲法を制定し、明治二十三年に國會を開設したので、其當時の選舉權は直接國稅十五圓以上を納むるものと制限してあつた、其後ダン／＼改正して、今日では國稅三圓以上となつたのだ、然し政治家否な寧ろ執權者の目から視ると、國民をして政治に參與せしむると云ふことは、自己の自由を束縛せらるゝといふような、考を持つて居るのであるから、其參政権は一人も多くの人に與へないのが、得策であると思ふのでしやう、其上近來露西亞が社會主義の國家と爲つたのだから、多數人民に選舉權を與ふれば、即普通選舉を實行すれば、今にも今日の帝國主義が顛覆せらるゝような杞憂を抱く者も、上流の人々の中にはあるかも知れない、此二つの思想が貴族院や、樞密院あたりの連中にあるから、今日我々が

尙早論
の誤謬

政府を乗取つて、國務大臣となるには、此連中の甘心を失はぬようにしなければならぬ、故に我々の本心にあらざる普選尙早論も、時に取つては方便として主張しなければならぬ、それを我々を凡て蛆虫の如く言はるゝのは甚だ心慨に耐いない次第です、成程君達の苦心の存する所は、之を諒せざるにあらざるも、苟くも政治家を以て任し、一國の政權を握らんとする者は、國民を指導、誘掖しなければならぬ、殊に國民の智識が普選を實行するに適せざる程の低級のものならば、尙更其必要があると、言はねばならぬ、然るに只政權に取付くに急にして、樞密院や、貴族院あたりの、頑固連の氣嫌を取りて、國民多數の利益を犠牲に供するとは、男子らしくないではないか、加之尙早論の根據を國民智識の低級に借るに至りては、國民を侮辱するも甚だしきものと言はなければならぬ、

私は諸君を侮辱するよりも、諸君が國民を侮辱する罪の方が、甚大である。

若し恒産なきものは恒心なしと云ふ議論を以て、選舉資格の有無を決せんとするならば、貴族院議員の伯、子、男の選舉資格にも、百圓以上の納税を要すとか定めねばならぬ、貴族でも随分貧乏人が多いではないか、又多額納税互選議員の選舉にも、随分賄賂沙汰が多いではないか、財産の有無が人格の良否を決定する標準にはならない、恒産恒心論も、昔時の人心の質樸の時代には通用したかも知れないが、今日は流行しない、然らば選舉權に納税資格を設くるのは間違つて居る。

又恒産恒心論を正當とするなれば、貧民の子弟を兵役に取るのは間違つて居る、兵士は國家の干城だ、天皇陛下の身邊をも護衛する

ものだ。此重大任務を無産階級の子弟をして行はしむるとは何だい、此重大任務を行はしめても、何等の障碍はないではないか、然るに其危険の最も少なき選舉權に就てのみ、財産關係を云々するのは、一體何んだい、更はり譯が分らぬではないか。

若し智識の程度を云ふならば、納税者が有識にして、無産者が無識なりと云ひようか、一方は伶俐にして、一方は馬鹿なりと云ひ得るか、冗談にも程がある。

よく諸君は選舉界の腐敗を攻撃するが、此腐敗の原因を作つたものは議員候補者ではないか、一票でも多く得んが爲に、少數なる選舉者に平身低頭するから、選舉人が乗する、賄賂も取る、若し普通選舉になりて、人口の約四分の一が選舉權を有することになれば、買ふ者も買ひ切れなくなる、結局賄賂は不成立だ、故に選舉界を廓

清するには普通選舉を實行するのが、一番早路じや。次に議員諸君の爲に一言せんに、諸君は國民より選舉せられたる、國民の代理者である、國民の代理者であるが故に、自己自身の利益を計つてはいけな、何んでも國民大多數の利益を目的として、凡ての政策を立論しなければならぬ。諸君が議院に於て立論する一言一句は、國民の吐く言論である。諸君の表決し、議決する一事一項は、政府の爲すべき規矩である。標準である。租税も之に因て徴收され、政府の歳出も之に因て支出されるのである。單に政府の議案に賛成するのが本能ではない。勿論政府提出の議案でも、賛成すべきものは賛成し、反對すべきものは反對しなければならぬ。自己の屬する黨派の政府なりと云へ、盲目的に賛成すべきではない。議員は單に表決器ではない。意思を有する公明なる國民の代表者である。

新聞紙などは政黨の末輩を指して、陣笠と呼ぶが、之は侮辱の甚だしきものである。陣笠とは今の兵隊の事である。兵隊は隊長の指揮命令を遵奉すべき義務があるが、議員は何も自己の屬する政黨の本部の命令を奉ずる義務はない。政黨の總理も一議員に過ぎぬ。國務大臣も一議員にしか外ならぬ。此等の人々の議論を聞くよりは、寧ろ一議員の議論を聞かしめなければならぬ。北海道選出の代議士も、東京選出の代議士も何等の差違はない。

議員の眞價は、議事堂に於て始めて値打があるのである。然るに代議士の價値が、國務大臣に招待せられたる宴會に於て、或は新宿御苑の拜觀に於て、或は展覽會などの式場に於て、其光輝を發するものと信ずるものあらば、之は大なる誤りである。斯の如き議員は代議士たる資格なきものである。假令形式に於ては代議士たりとは

云へ、人格に於て代議士の資格はないのである、若し斯くの如き代議士を多く羅列するを以て、得意とする政黨ありとせば、國民ありとせば、之は立憲政治の破壊である、國家の滅亡である、斯くの如き國家は昔日の英雄と稱する奸雄に壓伏せらるゝか、又は他國に併呑せらるゝの運命を有するものである、自國を治むることの出來ない國民は、奴隷性を有して居つて、滅亡するのが當然である、諸君は奴隷的人民の代議士たらんと欲するか、抑も自治能力を有する國民の代議士たらんと欲するか、若し後者を擇ぶならば、先づ議員自身より奴隷的境遇を脱して、自由なる公明正大なる立場より立論せざるべからず、此覺悟ありて始て國民の代議士と稱すべきである。

國務大臣

次は國務大臣に就て一言せんに、抑も國務大臣なるものは一國の政治を料理する中樞機關であつて、凡ての政策は皆此等の大臣を通

じて、外部に發表せらるゝものである、故に大臣の權力の廣大なるに連れて、知らず／＼自己の私利私慾を逞ふする人もあるが、是が根本の誤謬であつて、大に警戒しなければならぬ所である、尤も昔時の大臣なるものや、君主なるものは、皆自己の爲に人民を統御したものであるが、今日の君主や、大臣は、皆他人の爲、即人民の爲に政治を行ふのである、之を詳言すれば人民の利益を増進するが爲に、其幸福を保護するが爲に、其權力を行ふのである、決して自分の爲に、其權力を行ふのではなく、國民の代理者と爲りて、最大多數の人民の爲に、政治を執行するでありますぞ、是が一番肝心緊要の事であつて、此心掛を失はなければ、文明開化の政治家と言ふことが出来る、如何に少し許り事業を成したとて、己がとか、我がとか云ふ、觀念があつては駄目だ、昔時の政治家は、自分の爲に

人民を使役し、國家を以て自己の私有物と心得て居つた、佛蘭西のルイ第十四世が、「朕は即國家なり」と云ふ、暴言を吐いたが、其當時の君主は皆然りであつた、獨逸のウキルヘルム第一世が「朕は國家の忠僕なり」と云つたが、最も法理の肯綮を得たものだ、君主已に然り、其以下の大臣たるものは、大に戒めざるべからずだ、此朕は國家の忠僕なりと云つたウキルヘルム皇帝の末孫も、カイゼルに至りて、朕は即國家なり」と云ふ、ルイ十四世の心持になつたから、奢る平家は久しからず、遂に近年歐洲の大戦争に於て滅亡した、是は當然である、後の政治家たるもの大に注意せざるべからずだ、兎角一人が同一の地位に永く居ると我儘がきくから、自分勝手の事をしたがる、此弊害を矯正するが爲に、米國あたりの憲法では、大統領の任期を四年と定めてある、日本あたりでも大臣の任期を定めたらよかるう、

餘り永くつても困るが、餘り短くつても困る、米國建國の祖ワシントントンの如き、大統領の任期盡くると共に、野に退きて一農夫と爲りしが如き、大に賞讃すべきである、自分は大臣の職を退きても、尙元老だの、何んだのと稱して、政治に嘴を容れたがるものがある、少しは國家は一個人の私有物ではないと云ふことを、諒解して貰ひたいものだ。

そんなことが徳川時代の人間に分るものかつて、それもそうだろう、徳川時代には、日本國は、徳川家の私有物であつて、人民は其奴隸であつた、其時のことを追慕して居るから、仕方がないが、然し老人には仕方がないからと云つて、放つて置く譯には行かない、之を能く諒解せしむるのが、本食堂の目的である、金銀のめしの効能である、明治維新の元老よ、及小元老よ、諸君の功業は已に終は

れり、宜しくワシントンの古智に倣つて、故山に歸臥すべきである。國務大臣は國民の輿望を負ふて、一國の政治を執行するものなるが故に、須らく國民の投票によりて選出すべきである、或は國會より選出すべしと云ふものがあるが、私は國民全體の投票に依りて、決定するが當然であると思ふ、國務大臣を十人も十五人も投票するのは、大に手数を要するから、其首班たる内閣總理大臣一人のみを選擧し、其他の大臣は、内閣總理大臣より推薦して、陛下より任命すれば、好いと思ふ、或は總理大臣を選擧する所はないではないかと云ふものもあるも、共和國の大統領は、國民投票に依りて決定するものであるから、斯る國に於ては、大統領の信任するものを國務大臣に選任すれば宜敷が、我國の如き萬世一系の天皇を頂く國家組織に在りては、總理大臣は多數國民の投票に依りて、選出したるもの

を、陛下が任命すれば好いと思ふ、舊慣遵守派は大臣任命を陛下に一任して置けば十分であり、且大臣を國民投票に依りて決定すれば、天皇の威信を損ずるものなりと云はんも、決してそんな事はない、陛下から見れば、何人が内閣を組織するも差支はない、殊に國民の大多數が選定したるものに、内閣組織を命ずることは、安全の策にして、毫も損失がない、一人又は數人の見る所よりは、萬人の見る所の方が、過失が少ない、今日の政治は寡頭政治にあらずして、國民多數の爲にする政治であれば、萬人の好む所に従ふが、國を治め、天下を治むるの本道である。

然らば總理大臣は公選するが好いとして、一人を選出すれば足るようなものだが、選舉を時々執行するは、多數國民に時を費し、金を遣はすの恐があれば、一度の選舉に於て、三人位を選出して置い

て、陛下は先づ得點數の最も多きものより、順次に内閣組織を任命すればいい、若其首相が四年とか五年とかの任期を盡くせば、他の二人の候補者は、何等の效果なくして消滅するも、若し第一位の首相が病死するか、事故に依りて辭職するか、又は變死する場合には、第二位のものに内閣組織を、更に下命すれば可い、第三位のもの又然りである、大概三人もあれば四年や五年は大丈夫だ、

總理大臣の選定は多數國民の希望に依りて決定するものなれば、其如何なる人物なるかは、敢て問ふ所ではないが、總理大臣が他の國務大臣を選定するに就て、御注意を乞はなければならぬことは、政治家と事務家を區別しなければならぬことが第一だ、此點がどうも、うまうまいかかないようだ、單に事務家として統計を作ることが甘味とか、事務を處理することが敏捷だとか、字を書くことが上手だ

事務官
は事務官

とか、頭を下げることがうまいとか言つて、彼も永年局長をして居るとか、次官も幾年になるとか言ふて、大臣に採用して遣らふと云ふやうな、選定法は改良しなければならぬ、そういう人間は秘書官には適當だが、政治家には不向だ、國務大臣には適しない、殊に此選定法は官僚内閣の人々に注意してもらいたいものだ。

政治家は政治家、事務官は事務官、其素質に於て已に相違がある、彼の俳優を見玉へ、女形は女形、男形は男形と區分があつて、如何に歌右衛門が女形が上手だからとて、男性の片桐勝元は務まらない、忠臣藏の定九郎は勤まらぬ、之に反して幸四郎や、左團次は、お三輪や、お輕は勤らない、若し萬一勤むることありとしても、それは場違ひ、畑違ひであつて、何の趣味もなく、面白くもない、假令偶にはありとするも、只一場の喜劇に過ぎないとて、一笑に附し去る

も、國務大臣の仕事は、喜劇では濟ない、其一言一行は國民の利害休戚に關することが多い、それだから十分注意をして貰はなければならぬ。

政治家の範圍
警察は政治家の爪牙ではない

今日我國の政治家と、事務官との範圍が、甚だ不明確である、もつと明白に區別して貰ひたい、私から見れば、政治家として取扱ふべき役人は、先づ大臣、次官、であらう、此等の人々が、内閣更迭と同時に更迭すべきである、書記官長や、法則局長官や、秘書官は、大臣の直接使用人として、更迭すべきものであつて、政治家として更迭すべきものではない、從來警保局長や、警視總監を政務官として、更迭したけれども、之は間違つた事であると思ふ、警察事務の如きは、人民の安寧を保護すべきものであつて、政治家の安寧を維持するが爲に存するのではない、故に時の政治家は何人であらふと

も、警察官の關係する職權はない、只警察官は法律規則に違反する者があれば、其犯人を取締れば良いのである、權兵衛が大臣であらふとも、太郎が大臣であらうとも、そんな事には關係がない、只正當に迅速に、法規の違反者を檢舉すれば可い、政權が何人の手にあつても、警察官の干渉すべき範圍ではない、政權が誰の手にあつて、善い悪いと云ふことは、國民の判斷すべき範圍である、然るに従前の内閣大臣は警察官を以て、自己直接の使用人と心得て、之を指揮命令し、之を更迭するのである、誤れるの甚しきものである、何も警察官と云ふものが、時の政府の御都合の良いように、法律を解釋し、執行しなければならぬと、云ふことが何處にあるか、憲法にもなければ、法律にもない、又警察官執務規則にもあるまい、若しも警察官に内閣大臣自身の都合よき解釋を爲すべき義務ありとすれば、

其は法律の曲解だ、法律を曲解する義務が警察官にない、然らば、内閣大臣が變更する度に、警保局長や、警視總監が更迭する必要あるまい、恰も行政事務官や、裁判官が、内閣の變更に何等の影響のないと同一ではないか、加之警察長官を政務官として取扱ふより生ずる弊害は、一にして足りないが、先づ第一に議員選舉に干涉することである、之が甚だ悪いことである、無理に警察官に干涉させて、自己及自己の黨派を選出せしむる必要はない、此必要は即利己主義である、利己主義は昔の政治家の本領である、今日の政治は人民の爲にするのである、此根本義が諒解が出来れば、選舉干涉などは行はれない、警察長官を政治家扱にする必要はない、警察官は純然たる事務官にして、犯罪を豫防し、且犯罪者を檢舉すべき職務である、決して政治家の爪牙と爲るべきものではない。

第三章 外交官の爲に

外交官の必要

採用法を改良すべし、

外交の拙劣、

國民外交、

コレハ／＼はハイカラ連中の御捕で、歐米よりの新歸朝者、新智識の持主と云ふ格ですか、マーヅと奥へ御掛なさい、何か歐米の新奇なる御話を承はりましたしやうかナリ、我々は歐米に永く居つて、各所の酒場や、簡易食堂も、随分し回はつたが、未だ金銀の食堂と云ふものには、突當らなかつた、一つ盛の良い所を出して呉れ玉へ、よろしう御座ぬます、味のよい所を一杯差上ましますやう、一口に外交官と云へば、全權大使や、全權公使、書記官とか、參事官、領事とか、副領事とか、色々あるが、私の言ふ所の外交官とは、全權

外交官の必要

金銀のめし

三六

大使とか、全權公使とか稱する、一國を代表する資格あるものを云ふので、以下の事務官のとは申しません、鎖國攘夷の時代で政治と云へば、單に國內の人民を取締ると云ふのみであつて、外國に使節を派遣したり、外國に駐在せしめたり、するようのはなかつたが、今日のように世界各國の交通が頻繁となつた時代になつては、是非共外國に我國の官吏を派遣して置いて、我國家及國民の利益を保護しなければならぬ、内國の地方長官たる知事などは、暫く置かなくつても、我國民の多くが滞在する外國には、我使節を派遣しなければならぬ、而して此大使、公使なるものは國家を代表するものであるから、其責任や重大である、又其名譽も廣大である、諸君中に名譽の廣大なるとのみを知つて、やれ皇帝の謁見だとか、やれ大統領の訪問だとかにのみ熱中して、少しも我國民の利益を計畫

採用法を改良すべし

するような、政策を考へず、ヤレ舞踏會だとか、ヤレ避暑だ、避寒だと、徒らに王侯富豪の眞似をする許り能でもあるまい、中には大使館や、公使館の中に蟄居して、外人には勿論、内國人にも交際せずして、俸給や交際費を貯蓄することのみに、夢中なる人物もある如斯人物を我外務省から見れば、彼は勤直でよい、放蕩を仕ない、過失がない、と云つて賞讃する嫌はないか、元來此守錢奴なるものは書記生上りのペー／＼に多いようだ。

一體外交官なるものは、一國政府の指揮命令を受けて、駐在國政府と交渉する點より見れば、事務官たるの觀あるも、駐在國と本國とは遠隔の地にあるものなれば、自己の判断を以て處分しなければならぬことが多い、此點より見れば政務官である、又一國を代表する名譽の地位より見れば、政治家として差支はない、加之大公使は

一國の君主若くは大統領を代理するものであれば、其形式に於て名譽に於て、國務大臣よりは高尚である、又其外國に對する交渉の工合に依りて、其國家國民の利害に關係を有することが、重大である點よりすれば、國內の大臣を選定するよりは、餘程才幹の優れた者を採用しなければならぬ、然るに外務書記生や、領事上りの人間を、鰻登りに採用するとは間違ぢや、南米あたりの公使を十年もして居つたから、大使に登用しやうなどと云ふ考が根本の誤謬ぢや、宜しく大國の大使や公使には、内地でも一流二流の政治家を採用して任命すべきである、今より二十年も先には民間の政治家を直ぐ公使に採用したこともある、稻垣萬次郎氏を暹羅の公使にしたり、星亨氏を米國の公使に任命したことがある、須らく斯の如くすべきである、殊に隣國支那の公使の如きは、ワザ／＼歐米戻りの人物を採用する

必要はない、支那の事情に通じた者は、日本内地に澤山ある、又外交官には外國語に通じた者でなければいけないと云ふが、英佛獨語でも除けば、其駐在國の言語文章の解るものが、現今でも幾人あるか、例へば伊太利國に駐在する外交官が、伊太利語がわかるか、西班牙に駐在する公使が、西班牙語が解るか、波蘭に駐在する公使が、波蘭語が解るか、嘗てロシヤに駐在した内田大使が、ロシヤ語が出來ましたか、そんな事は到底不可能である、通譯に依る外はない、又英佛獨語でも、完全に其駐在國の人々と、自由に對話の出來るものが幾人ありますか、大部分は駄目でしやう、ヤハリ通譯を使用するでしやう、何も通譯を介するといふことが、外交官の資格の有無ではありません、外交官の資格は、自國の利益を其駐在國に於て、完全に主張し得る人物であれば澤山です、又外國語の能く出來るよ

うな人間は、大概自國魂の消滅した者です。

此外交官選擇法を改正しなければいけないと云ふことは、外交の刷新を圖り、國勢の伸張を計り、人類の平和を増進する上に於て必要であります、海月うづほのよふな外交官は自己の主張を通すことが出来ない許りでなく、始終他國の尻馬に乗つて居なければならぬ、尻馬に始終乗つて居らるれば宜いか、好加減の所で突き落されて了ふ、目英同盟の如き然りである、西伯利亞徹兵の如き亦然りである、支那問題の如き御話にならぬ、今少し政府でも外交官に目先の見へる、活眼を有する、才幹を有する、氣骨ある人材を、朝野に拔擢して、外交官に任命しなければならぬ、其人間の經歷如何は問ふ必要はない、代議士可なりだ、實業家可なりだ、浪人可なりだ、辯護士可なりだ、先づ採用して遣らして見るのだ、遣り損じたら、罷める迄

だ、何も一職に十年も、二十年もコピリ付いて居る必要はない、同一の職務に永く居るやうな奴に限つて、六な者はない、官職は公共物だ、一私人の私有物ではない、一國に三四年も居れば澤山だ、それで何も出来ないやうな奴は無能無智だ、早速免職すべきである、政府が此覺悟を以て、外交官を任命すれば、皆勉強して無い智恵でも、何處からか絞り出す、物見遊山に耽りたり、俸給盜棒をする奴がなくなる、交際費も生きて費はれる、何も外交官たる諸君が、悪いのではない、政府が悪いのだ、外務大臣たるもの、緊禪一番すべきである。

次に我國外交の拙劣なる程度を、一つ御話しやう、英國が日英同盟を打切らふとする底意あることを知らず、兩國皇太子の往訪など云つて、國民を喜ばしつゝ我外交官を瞞着して、遂に日英同盟

外交の
拙劣の

を破棄したなどは、英國國務大臣の横着さは一通りではないが、我國全權大使のお人好にもあきれ、又一昨年華盛頓會議に於て、海軍縮少を討議した際、英米兩國がチャント約束して置て、日本に當つたなどはスゴイ、若し日本が否と云ふなら、米國が最大多数の艦隊を製造するぞと、恐喝するなんて、丸で戰國時代だ、英米の十に對して日本が六だなんて、テンド話しにならぬ、それも軍艦を縮少して、人民の負擔を軽減しやうと云ふ正義論から出るのだから、反對する譯には行かないが、若し後來英米が連合された日には、日本の立場はない、或は邪推すれば華府會議は、米國が日本いじめの政策であつたかも知れない、假令然りとするも、各國が競争して軍備を擴張するよりは、約束して縮少する方が、人道の爲め、平和の爲必要であるから、今更之を變更する譯には行かない、否な寧ろ進

んで益縮少する方策を講究するのが賢明の政策であらふ、各國を勧誘して、無益なる軍備を縮少することに勉めねばならぬ、百尺竿頭一步を進めて、各國の海軍を國際管理に附すべしだ、我國が何んでも他國の尻馬に乗るよりは、寧ろ他國に率先して、先鞭を付くべしである。

次に西伯利亞問題に就て云ふも、寺内々閣のとき早く出兵すべきに出兵せず、晩蒔ながらも出兵したもの、出兵の目的貫徹せずと見れば、歐米各國はドシ／＼御先に徹兵して仕舞ふ、日本がグズグズして居ると、華府會議で日本西伯利亞駐兵の目的は如何と問はれ、我國は他國の領土を占有するの意志なしと宣言せざるを得なかつた、無名の師に軍隊を出すこと七萬人、財を費すこと六億餘、人命を損ずること數千人、得る所のものは只露國人の怨恨と、憤慨あるのみ

だ。

何んでも日本の外交は緩慢で困る、もつと迅速に機敏に遣らなければならぬ、出兵すべければ速に出兵し、時機悪しと見れば、速かに徹兵すべきである、外交官たるもの活動せざるべからずだ。

外交国民

外交も今一步進むと、外交官の技倆に俟つよりは、其政策の大綱は国民の決定すべきものである、即ち西伯利亞の徹兵は如何にすべきかとか、何々事件に付き米國と開戦すべきか、開戦すべからざるかと云ふ事を、国民投票に依つて決定することである、是は現今強大國の間に在りては未だ行はれないけれども、小國の内には隨分行はれて居る、元來戦争なるものは、國民の血と財とを擲つて争ふものなれば、國民の利害休戚は甚大である、此大事件を決するに、政府の大臣や外交官の方寸のみで決定されては耐まらぬ、宜しく開

戦とか講和とかの大事件は、国民投票に依りて決定すべきである、又各國とも共同して宣戦、講和は国民投票法に依らしむるよう勧誘するがよい、憲法の改正の如きは六ヶ敷いことではない、憲法の規定に藉口して、未開時代の古法を固持する必要はない、我國の政治家たるもの、又は外交官たるもの奮勵一番、各國に率先して、開戦の可否を国民投票に依つて決定すべしと云ふことを提議しては如何、斯の如くすれば政府の責任も軽くなり、外交官の方針も確定して、大に便利である、元元戦争するものは國民であつて、政府ではない、其戦争を爲す者の意志に依つて決定するのが當然である、斯くなれば國民も自ら奮發して戦争し、之を指揮する元帥や、大將も安心して命令することが出来るのである、どうか一日も早く國民外交の域に進化したいものである。

第四章 學生の爲に

昇格運動、不良少年、學問の獨立、制服制帽及和服姿の學生諸君が、大部詰かけた、何んでも珍奇なることには、青年たる學生諸君が、先立つと云ふことは、古今萬國を通じて、同一であるようだ、今後の社會に目新しい、有益なることを企つるものは、諸君を措いて外にはない、諸君の爲に先づ一碗を献じやう、諸君は社會の先覺者であるけれども、今日の境遇から云へば、古今の學理や、學説を研究するものである、即學問するものである、古今の學理を學ぶと同時に、新奇なる發見を爲すものである、然らば諸君の任務と云ふものは、隨分重大である、此重大なる任務を果す上に於て、學校の善良なるもの、即教師の上等なるも

昇格運動

のを選定するのは當然のことだ、既に學校を選定したる以上、其學校の教師に就て勉強すべきである、偶々屑の教師を排斥するのは好いが、其教師の採點法が苛酷などと云つて、始終騒動するのは良くない、寄宿舎の料理が悪いと云つて、時折賄征伐をするのも善からふ、學校の昇格運動などは、餘り感心せないネ——、其學校が醫學の専門學校であるとか、工業の専門學校であるとかは、學生諸君が入學を志望するときに、已に分つて居ることではないか、何も入學後其學校が資格を低下した譯ではあるまい、其學校の學科を學んで見て、感心しない點があれば、更に他の學校に入學するが善からう、學生の學ぶべきは學説である、學理である、尙研究すべきは諸君の力である、學理の前には學校もなければ、教師の人物の如何もない、諸君は今少し自己と云ふものを尊重して貰ひたいものだ、學理と云

ふものを貰んでもらひたいものだ、學校の門標が大學であらうが、専門學校であらうが、眞理の前には差別はないではないか、只大學校を卒業すれば、何々學士と稱することを得ると云ふことが、唯一の目的であるならば、諸君の心事は餘りに陋劣である、ナニ卒業してから學士で、あると無いとが、世間の人に輕重があると、其は世間の無學者が悪いのだ、世間の人心を改良すれば良いのだ、須らく諸君は實力を示して、世間の人々の蒙を啓くべしだ、若し諸君が本質に於て金であるなれば、世間から御前は銀だとか銅だとか謂はれても、少しも差支はないではないか、それは世間の人々が盲だ、金を銀だの銅だのと云ふ方が間違だ、若し自己が實際銅であつて、それを世間が金と云ふならば、それは世間の人々が盲だ、世間の人に盲人計りは居ない、諸君は盲人たる世間の人を標準として、立論せんと

欲するか、誤れるの甚だしきものである。

一體學生諸君は、餘り多く學校の名稱などに、重きを置き過ぎる、大學者や、大政治家や、大實業家や、大偉人などは、自己出身の學校などを、笠に着て居るかい、ニウトンや、アインスタインは、何處の大學の出身だが知つて居るかい、ロイド、ジョージや、伊藤博文などは、何處の學校の卒業生かい、ワンダービルトや、岩崎彌太郎は、何學校の卒業生でもあるまい、ナポレオン一世や、豊臣秀吉は、陸軍大學校の卒業生ではあるまい、何も學校が大學であるからと云つても、其卒業生にして自己修養を怠り、研究を放擲するなれば、他の専門學校の卒業生に劣ると數等のものあらん、専門學校卒業生と雖、大學卒業生に優るものが、澤山あらん、單に大學と云ふ名稱に戀々とするなれば、始めから大學の門標のある所に志願すべ

きである、ナニ大學の数が少くつて、志願者の希望を満たすことが出来なかつて、それは政治家の爲すべき範圍だ、教育行政家の考ふべきことだ、學生が學業を放擲して、同盟休校などをして、昇格運動などは爲すべき道ではないと思ふ、ナニ學校の先生が煽動すると、ソレは可怪からん、學校の先生が、大學の教授になりたいと、成り度ければ勉強して成るが良い、何も忘れて居つて自分が學校で教はつた「ノート」を焼直して置いて、御茶を濁すような先生は、大學の教授には考へ物だね――

元來昇格問題なるものは、學校經營者の攻究すべき問題であつて、私立學校ならば其創立理事者、公立學校ならば其公法人、官立學校ならば、文部省の研究すべき問題だ、兎角昇格問題が官立學校に起り易いから可笑いではないか、官廳の役人は權力關係が強く、上官

の言ふことは、下官が服従すべき義務のあるのに、此問題に限つて直轄學校の教師が、文部省の言ふことを聞かぬとは、どうゆう譯か、生徒が同盟休校すれば、其校長が取鎮めれば良いではないか、教授連が運動すれば、文部省が一言の下に處置すれば良いではないか、彼の私立學校であれば、校長は生徒の氣嫌を損じて、退校せられては困ると云ふこともあるが、官立學校ではそんな心配はない、専門學校の先生方もよくないが、其煽動に依つて運動する學生もよくない、學生にしる、先生にしる、そんな無駄な手間に勉強して、一研究でもしたら良からう。

豪傑や、壯漢の傳記を、小説や、稗史や、又は演劇、活動寫眞で見て、如何にも其雄壯なる豪膽の行動に感心して、自分も其通りには行かずとも、せめて半分なり、十分の一なりの、眞似をして見た

不良少年

いと云ふ、幼稚なる子供心から、或は單獨に、或は多數團結して、人を毆つて見たり、物品を盗んで見たりすると、段々面白くなつて来て、遂には學校の學科などは、そつちのけにして、只他人に喧嘩を吹掛ける、婦女子を誘惑する、財物を盗むと云ふことを、専門の事業とするようになる、此奴原を稱して不良少年と云ふ、此等は重に學問の出來ない、中學校二三年位の處が、一番多くなるようである、學問をするのが嫌なら、學校を下つて、他の自己の好む職業に、従事するがよからう、學問を忌避する少年に、無理に學問を強いるのは、父兄の方が悪い、其父兄が、自分が學問して立身したか、又は學問で立身しなくつても、少し財産でも作つて、豊かに暮して居ると、どうも其子供に學問をさせたがる風がある、之は無理のない事で、自分が學問で立身して、或は官吏と爲り、或は野に在つて相

當の名譽職でも勤めて居ると、其自分の子供も、自分位の地位にしたいのは當然だ、又自分が無學で漸く横帳位を付ける人間が、ピョクリ金持に爲り、世間の人から持上らるゝようになる、今度は自分が無學の爲に、議會や、懇親會に出ても、人の云ふことが能く分らない、其苦痛を脱したい爲に、せめては自分の子供に、學問をさせて、大學校でも卒業させたいと云ふのは、正に當然の事ではあるが、其子供が皆な注文通りには行かない、中には學問が、厭で耐らず、學校を止めたいが、家に歸れば父母に責めらるゝが嫌さに、學校に行くような風をして、中途から遊びに出かける、此遊が始めの内は、都會にありては下宿屋の二階で晝寢をしたり、或は活動寫眞に入るのだが、田舎にありては、山に川に只ボンヤリと、遊惰に耽つて居るのだが、其内には遂に惡事を考へて、朋黨を組んで、不良

團と爲るのである、故に父兄たるもの、何も學問のきらいの子供を、無理に學校に遣らんとするは、無理の注文だ、何も學問を仕なくつても、立派に生活することが、出来るではないか、又自分の職業及地位を、其子供に是非相續せしめんとするのは間違だ、官吏の子が官吏でなければならぬと云ふことはない、市町村長の子が市町村長を勤めなければならぬと云ふことはない、醫者の子が醫者でなければならぬと云ふことはない、辯護士の子が、列車ボーイであらうが、畫家の子が料理屋の番頭であらうが、差支ないではないか、恰も農夫の子が國務大臣であらうが、大王左官の子が、裁判官であらうが、陸海軍大將であらうと差支がないと同じ事だ、要は只人各其資性に因りて、其本能を發揮して、社會に貢献することだ、石炭堀りと爲りて、社會に盡くすも、官廳に在りて、ペンを使ふも、結局

同一だ、只自己を利せんが爲に、社會を害するのが一番の罪惡だ、此點を能く諒解したならば、人各安心して、其業務に服することが出来る、徒らに他人を壓服せんとする野望を、放棄するのが必要だ、又警察が不良少年を取締るに、只消極的のみに、惡事を爲すなと云ふのみではいけない、能く其父兄と協議して、其不良の原因を探究して、新生面を開かしむることに盡力しなければいけない、其子弟を警戒すると同時に、其父兄をも警戒して、活眼を開いて、活社會に順應する方法を講ずるようにして貰ひたいものだ。

不良少年に就て大部冗辯を弄したが、之より専門學を攻究する學生諸君の爲に一言せんに、諸君が其専門の學科を學修するのは、單に其學問を修めたが爲に、身を立て家を持たんとするのみでは淺薄だ、そんなことなら何も大學校まで入りに、十數年間も學問をする

には及ばない、農夫でも、酒屋でも、職工でも、家を持つ位のこと
は出来る、諸君が數年間刻苦勉勵して、古今の學理を聞き、尙新發
見を爲さんとするのは、單に自己の爲ではない、社會の利益を計ら
んとする、高尚なる思想がなければならぬ、此志望なからんか、一
匹夫のみ、一俗人のみである。

學問の
獨立

又諸君が學問を研究する上に於て、注意しなければならぬことは、
學問の獨立と云ふことである、學理の前には富貴もなければ王侯も
ない、彼の物理學を見よ、生物學を見よ、太陽の光線は富者に厚く、
貧者に薄いと云ふことはない、王侯の血液も、農夫の血液も同じで
ある、「コレラ」菌や、「チブス」菌は、木賃宿も犯せば、大厦高樓も侵す、
米國ナイヤガラの瀑布の水も、日本華嚴の瀑布の水も其成素に於て、
其水力に於て同一ではないか、亞弗利加の黒奴も、歐洲の白人も、

其性慾に於て同一ではないか、此自然界の原理原則を研究して、現
今社會に生存する人類の利益を圖らんとするのが、學問の目的であ
る、此自然界の學問に従事するものは、其國境を認めず、人種に超
越して、専ら原理原則を發見せんとするものなるも、社會學、國家
學の範圍に屬する、政治學や、經濟學や、法律學や、倫理學に従事
するものは、兎角其國の現狀に拘束せらるゝの恐れがある、例へば
時の執權者に阿ねるの弊害がある、所謂曲學阿世だ、自己の立身出
世をせんが爲に、或は自己の利益を圖らんが爲に、心にもなき理窟
を考案して、時の權力者に媚ぶるものがある、始めは我ながら良心
に耻づるものだが、段々進んで來ると、知らずく、自己の説に迷信
するものだ、即狐付が始は我ながら、變だナと思ふが、遂には本
物の狐だと思ふようなものだ、何んでも人間の社會狀態を研究する

者は、一人又は數人の利益を目的とせずして、即君主、貴族、富豪等の利益を眼目とせずして、社會公衆の即國民の利益を目的として立論しなければならぬ、之を換言すれば少數の執權者の爲に、國民を犠牲とするような議論をすることは良くない、又少數の資本家の爲に、大多數の労働者の利益を阻害するような經濟論はいけない、之を要するに學者の研究する事は、自由なる境遇にありて、公明正大なる意見を發表するのである、其意見が世間に行はるゝや、否やは政治家の爲すべき範圍である、國民の考ひ一つである。

或は守舊論者は謂はん、官立學校は自由の境遇にあらず、即官廳の都合の悪いような議論は、假令學說としても之を許すべきではない、とそれが間違だ、元來官廳なるものは國民の代表者が、國民の爲に事務を取扱ふ所だ、官立大學は國立大學だ、國民大學だ、彼の

私立學校は創立者の意見に拘束せらるゝ懼れがあるが、國立學校にはそんな恐れがない、即私立學校より、より多くの自由がある、此道理が能く解れば、學問の獨立なんぞは、なんでもないことだ。

第五章 女學生の爲に

女子の獨立心、男女共學、男尊女卑、婚姻、

結婚費、

今日は花のような美しい、女學生諸君の御出で、當食堂の大に面目を施す所であります、之に依つて當食堂も、大分繁昌するといふ譯です、又主人も男子許り相手にして居つて、肩の凝りが之で解けるといふ譯です、ア！御主人！そんな無駄口は御止しなさい、ダカラ男は嫌いですよ、忌な奴になると、電車の中で、人の顔をヂロヂロ見たり、電車から降りると、人の跡を付けたりするんですよ、ア！モシ／＼何もそんなに怒るには及ばないでしやう、餘り怒ると、目鼻の調和を失つて、花の顔が題なしですよ、マ！靜に私の云ふこ

女子の獨立心

とを御聞き下さい、御嬢さん方が、男子に顔を眺められたり、跡を付けられたりするとおつしやるが、それはあなたの美貌に見取れた結果ですナ、そう思へば別に腹も立ちますまい、誰も悪意があつて、爲すのではありません、中には衷心、自分の美貌を誇つて居る者もあります、男子に何を話しかけられたとて、女子の方に於て、諾すべきは諾し、拒絶すべきは拒絶すれば良いではありませんか、あなた方の自由の意思を以て、確然「イエス」、「ノー」を以て答ふべしだ、大正の今日、舊幕時代の箱入娘の心持ではいけません、飛行機乗の女子がある世では御座いませんか、自己の心を確かにし、獨立の人格を養成するに勉めて、男子と對等の地位に立つとをお考へ下さい、茲に於て始めて男女同權を主張することが出来るのです。

男女共學

學校に於て男女共學の可否如何と云ふことは、性の問題ではなく

して、それは經濟上の問題であるのです。小學校に於て學生五六十人位の數を以て、一組を組織するものとすれば、男子のみで一組を組織しようと、女子のみで一組を組織しようと、男女混同して一組を組織しやうと、どちらでも差支はない、それより進んで中學校を設け、女學校を設くる以上は、男女別々の入學をするより外はない、専門學校や、大學校に至つて、女子の入學を許さないナンテ、そんな教育行政家の量見が分らない、青春の男女を同一の學校で、共學するのは弊害があると、其弊害とは何だ、多分男女間の戀愛のことだらふ、そんなことは本人以外の何人でも、指揮命令することが出来るものではありません、本人の自由意思に依りて處決すべき行爲です、兎角舊式の人間は、他人の妻や、夫を選定せんとする閑暇を有するものです、自分の妻や、自分の夫は、どんな人が良いか、本

人が一番能く知つて居る筈です、そんな事に嘴を容るゝ教育家があれば、自分の講義でも勉強して遣つて貰ひたいものだ、

現今の高等學校や、大學に、女子を入學せしめないのは、甚だ不都合だ、それとも現在の校舎では狹隘だと云ふならば、新に校舎を建築するなり、規模を擴張するなりするがよい、現今の高等學校でも、大學校でも、男子のみの志望者を收容することが出来なくつて、競争試験をするようでは、女子の入學を許さないのも尤だ、然らば新たに女子高等學校を設立すべしだ、大學も足りなければ増設するが可い、要は女子を學問より排斥すると云ふことは不可なりだ、女子と雖、學問の出来るものは、十分遣らせるがよい、文部大臣たるもの、大學總長たるもの、少しは活眼を開いて、新時代に適用するような政策を取つて貰いたいものだ、何も未開時代の男女觀を何

男尊女卑

時迄も固持するには及ばない。

どうも御主人、因習の久しき吾々婦人を見ると、奴婢の如く、男尊女卑には困り者ですネー、成程野蠻時代及未開時代には、男子は外に在りて労働して、衣食住の資料を獲得し、女子は家に在りて、單に食物を料理し、衣服を裁縫するに止り、何も直接生産するような仕事を仕ないから、従つて智識も進歩しない、純然たる補助機關のようなものだから、婦人は男子の從屬物たる觀がある、男尊女卑は茲に原因する、今日婦人が直接生産の労働にも従事し、智識も進歩したが、尙舊來の因習は女子を尊重するには至らない。

又婦人方が自ら好んで、男子の從者たるを喜んで居るようである、例へば何某夫人とか、即陸軍大將の夫人とか、博士の夫人とか、金持の夫人とか稱して、得々然たるもの、比々皆然りだ、何も自分の

婚姻

夫が大臣であらふと、國會議員であらふと、自分が産婆であれば、産婆何某でよい、又「タイピスト」であれば、「タイピスト」何某でよい、夫の威光を笠に着て、得色あるのは自己の人格を無視するものだ、殊に男子の労働に依り、男子の財産収入に依て、生活を維持する婦人は、純然たる男子の從者と云はれても仕方がない、男尊女卑を攻撃し、男女同權を主張する者は、大に考慮しなければならぬ、之と反對に夫人が働いて、夫を養育して置く家庭では、亭主が小さくなつて居るではないか、料理屋の女將を見よ、女優を見よ、女醫を見よ、女教師を見よ、

然らば吾々の獨立を全ふせんが爲には、男子と結婚しないが良いでしやうか、それは皆さんの自由であるが、大體に於て女子は男子なくして、愉快に生活し得るものではありません、否男子なくして、

無理に不愉快の生活をするには及ばない、一體男子と云へ、女子と云へ青年時期に達すれば、其性慾を充たすの必要がある、之は生理上免るべからざる現象であるから、何も自分が威張りたがる爲に、結婚を忌避する必要はない、苟くも男子にせよ、女子にせよ、中性にあらざる限りは、其生殖器能の不完全にあらざる限りは、各其性慾を満足して、幸福に一生を經過することが、人生の目的でありませ、此意義よりして、配偶者の一方が死亡するか、又は離婚したるときは、更に其後継者を見付けるが必要だ、何も去つた夫、又は妻に對して、貞操を守る義務はない、抑も貞操なるものは、夫婦間の方に對する嫉妬の豫防薬に外ならぬものであれば、既に相手方を失ふたるものは、嫉妬を起すものはない、世間の手前即世上一般の男女の嫉妬などを、苦に病むには及ばないから、皆さんは安心して、

婚費

男子を選定するがよろしい、何も性慾を満足せずして、不愉快に「ヒステリー」的に、世人を呪咀することなかられである。

又結婚するからと云つて、結婚費などを多く費すのは、未開時代の習慣だ、嫁の衣裳など多く作るのは愚策だ、女子が他に嫁したからとて、其先で働いて居るだから、衣食住は當然伴ふべきものだ、何も特に無用なる着物なんか、何十枚も、何百枚も作つて持參する必要はない、結婚は男女の共同生活であるから、女子のみが大した準備をすることはいらない、北陸の或地方では、娘を三人持てば家産が滅亡すると云ふ諺のある位、嫁の着物を多く作るそふだ、悪い習慣だ、須らく改良して貰いたいものだ。

第六章 陸軍々人の爲に

戦争の本分、 兵役年限、 勳章、 軍隊編成法、
 要塞、 士官養成法、 階級減少、 俸給、 參謀本
 部、 軍司令部、 陸海軍大臣、 帷幄上奏、 在郷
 軍人會、

軍備縮少の結果と見へて、「カーキ―色サ―ベル」の諸君が大部見へ
 ましたね――、飯屋の主人大喜びです、マーこちらへ御入り下さい。

先づ軍人諸君に差上りたいものは頭腦の改造ですな――、それは征
 夷大將軍時代の考を捨て、國民の爲に戦ふと云ふとです、大將軍
 時代の軍人は、徳川時代にせよ、足利時代にせよ、其文官たると、
 武官たるとを問はず、皆足利氏の爲、徳川氏の爲に働くと云ふより

戦争の 本分

外はないのです、其下に在る人民がどうであらふが、一切御かま
 ない、所が今日は其國の爲、人民の爲に働くと云ふことに爲る、
 即戦争が國家に利益なるか、國民に如何なる影響を及ぼすかを考へ
 ねばならぬ、其戦争にして國家に不利なり、即國民に不利ならば、
 戦争は休止すべしだ、昔の軍人即武士は徳川氏なり、足利氏に、從
 屬して居たから、其主人の爲に戦ふのは當然のことであつたが、今
 日は國民が皆兵、即ち軍人であるから、國の爲に戦ふと云ふより、
 外に言へようがない、其守本尊を神に置くと、阿彌陀如來に置く
 とも、勝手であるが、結局は國民の爲に戦ふのである。

此根本の思想さへ確立すれば、自分が大將であらうと、司令官で
 あらうと、一切自我の念を去つて、國民の爲、社會の爲に、働くと
 云ふことが解かる、此觀念にして立んか、其心事は公明正大である、

其行動は大義名分に叶ふ、然らば立派の軍人ぢや、ナポレオン一世の如き、不世出の英雄であるが、自己の爲に戦ふと云ふ觀念より外はないから、心事は陋劣だ、自分の子孫をして皇帝の位を繼がしめんとしたが、自分の生存期間ですら、其位に在ることが出来なかつた、之も畢竟時世を見る目がないからだ、我國には幸ひ萬世一系の天皇陛下があるから、そんな心配はないが、大將以下になると、往々自己の勢力を得るに従つて、其野心を満さんとするものがある、豊臣秀吉然り、徳川家康然り、今日は正かそんな馬鹿な人間もあるまいが、道理は一通り覺へて置く必要がある、兎角戦争にでも勝つと、自分獨りで勝つたよ様な氣持に爲る、そして其功を一身に獲得したがる、戦争は自己の爲にするにあらずして、國家の爲、即ち國民の爲に戦ふものなりと云ふことが、能く諒解出来ればそんな間違

兵役年限

はない、それから今日の戦争は、國民の戦争だから、國民をして皆戦争に参加せしむるが宜しい、之を換言すれば少數の精銳主義よりは、大多數の民兵主義だ、齊しく國民でありながら一部分の人民のみに、骨を折つて貰ふよりは、成丈多數の國民に骨を折らしむる方を、講究するが必要だ、此點より見れば一人の兵卒を二年も三年も使ふよりは、六ヶ月か一年位で更代して貰いたい、即一通りの兵式操練を覺へさするに、六ヶ月もあれば澤山だらう、二年掛りて一人の兵卒を作るよりは、二年に四人作る方が、遙かに得策だ、各人が均等に服役すれば、怨み言はない、加之各人其責任を重んずるところになる、即愛國心の増大だ、又兵役の練習ばかりでなく、一朝戦争が起つた時も、成るべく同一の軍隊を永く戦線に立たしめないよ

だ、ナニそんな事をすると費用が澤山掛つて損だと、損だつて、得だつて、國民の出す錢だ、若し金錢を國民から澤山取つて、悪いと云ふならば、兵役の方でも、同一の人を永く、兵役に従事せしむるは、悪いと云はねばならぬ、特に徴兵制度は志願兵と異り、本人の自由意思を拘束するものなるが故に、同一の人をして永く戦争に従事せしむることは避けたい、兎角資本萬能主義の世の中に在りては、財を見ること重く、人を見ること軽きの感がある、或愚なる將校は一兵卒をつかまへて曰く、お前の價は一錢五厘だと、其譯は郵便葉書一枚を出せば徴收せらるゝからだ、此處迄人間輕視主義を取ると、何んとも手の附けようがない、政府のすることさへあれば、無罪の人を捕縛したり、監禁したりしても、何等の賠償を出さず、詫證文も出さないで居るからあされる、それも土地を少し徴收した

勳章

とか、野菜を少し徴發したとか云へば、直に賠償する、人を見ること塵芥の如く、物を見ること泰山の如し、尤も切捨御免の徳川時代を去ること、僅かに五十年だから、そんなに進化する譯はない。

多數の兵隊を戦線に交るゝ出すとすれば、兵士に對する恩賞も、呉れたてられぬと、そんな賞與や、勳章を目的とするようでは古い、戦争は國民の爲にするものであれば、自己の行爲は社會奉仕だ、社會奉仕に報酬などが要るものか、元來勳章や、賞金を目的とする人は、自己の爲に働く人だ、然るに戦争は社會の爲にするものだ、此原則が解れば、賞金や、勳章の心配はない、又賞與などを目的に働く人間は下等で困る、軍人諸君は常に、旭に香ふ山櫻を口にし、武士は食はねど高楊子と高唱するではないか。

その次に御話したいのは、軍隊の編成法だネ——今日の二四の

編成法は、ナポレオンの方式に倣つたものであるが、是は今日攻撃すれば必ず勝つと云ふ譯には行かぬ時代になつては、豫備軍を置く必要があるから、三三の編成法に改めて、一隊は常に豫備として、後方に備へ置く必要がある、即一師團は三箇旅團、一旅團は三箇聯隊、一聯隊は三箇大隊、一大隊は三箇中隊、一中隊は三箇小隊、一小隊は歩兵五十人を以て編成すべしだ、而して砲兵、工兵、航空兵、騎兵、輜重兵の如きは、皆師團長の管轄の下に屬せしむべきだネ、此法が交戦上便利だらう、さて師團長は大將を以て任命し、師團の數は今日の三分の一以下に減少して、六師團か七師團と爲すべきだ、其詳細の計畫の如きは、諸君が隊に歸つて調査すべきだネ——、そんなことをしたら、兵營の改築に大なる經費を要すると、何も一箇師團を一ヶ所に置く必要はない、一箇聯隊、一箇大隊位各所に置け

ばよ。

要塞

我國は四面海を以て繞らして居るから、要塞を築造する場所が多い、外國軍隊の上陸を防ぐに、要塞砲兵の必要なるは勿論だが、何も要塞地帯からのみ上陸すると云ふ譯ではない、少しの困難を犯せば海岸線は、何處でも上陸が出来る、一方にのみ海岸線を有する、佛、獨、露等の國と大に其趣を異にする、此等の國が要塞に重きを置く半分も力を盡くすには及ばない、即我國に在つては、要塞築造に大經費を投ずる必要はない、若し此等に大へんな經費を投ぜんとする論者は、恰も品川沖に砲臺を築いて、江戸城は安全なりと思ふ、徳川末世の軍人の智識と同一だ、飛行機が空を通行する世の中ではないか、それに要塞地帯だなんと云ふと、寫真器の携帯を禁ずるなどは滑稽だ、軍事行政の任に當る者、少しは活眼を開くべしだよ。

次は兵種の選擇及改良であるが、従前は歩兵を本位として他の各種の兵を配合したものが、今日は大に其趣を異にして、各種とも必要と爲つた、只騎兵が重要視されなくなつた、之は騎兵の最大目的たる偵察の任務は航空隊に取らるゝようになったからだ、各種の兵士を適當に養成して置くべしだ、歩兵以外の兵種だからとて、永く服役せしむるには及ばない、歩兵が六ヶ月とすれば、長くつて八ヶ月、十ヶ月でよい、最長限を一年位にしたいものだ、かくすれば入營者も喜んで服役するようになる、徴兵忌避者を生ずるとは少くなるだらう、多くの兵士を養成するが爲に、且之を指揮するが爲に、士官を養成せなければならぬ、其方法は中學校卒業生を採用して士官學校に入るゝのだ、幼年學校の如きは必要がない、而して士官學校は三ヶ年位にすべしだ、今の一年半は短かすぎる、其卒業生を以

士官の養成法

て少尉と爲し、一小隊を指揮せしむべしだ、下士官の如きは普通兵士の中より志望者を募りて下士に任命し、士官の補助たらしむるがよい、何も學校などを、置くには及ばない。

少階級減

それから軍隊の階級が多すぎるネ——、例へば中尉だとか、中佐だとか、中將だとか云ふものは廢すべしだ、職務に就かない官は廢止すべしだ、下士の如きも、二階級もあれば澤山だよ、兵卒の如き一等卒、二等卒の區別はいらない、餘り多くの階級を置くと云ふことは、徒らに事務の繁雜を來たして、事の敏捷を缺く事になる、殊に軍隊に在つては然うだ。

俸給

それから俸給の如きも階級がありすぎる、同一官職に在りて、二級も三級もあると云ふことは宜しくない、須らく單一制にすべしだ、初任の者が月給百圓なら十年勤務しても百圓でよい、是は俸給は其

職務に對する報酬であつて、其人に對する恩典ではない、兵士の給料も一日五錢や十錢では可憐相だ、一日二十錢や、三十錢は支給すべしである。

部參謀本

今日陸軍に參謀本部あり、海軍に軍司令部があるが、是は兩方も廢止し、常時には陸軍、海軍を合併したる、參謀本部を設置すべしだ、我日本の國勢に於て、海陸軍の一方のみに、作戰計畫を置く譯にはいかぬ、常に共同の歩調を以て其の調査に従事すべきではないか、而して、戦時には軍司令部なるものを置き、海陸軍を一令の下に指揮命令するが宜敷い、陸軍軍人たるもの、海軍軍人たるもの、各私心を去つて虚心懺懷、只國家の爲に盡瘁すべきである、軍隊軍艦の必要なるは、國家の爲に必要なのであつて、軍人の爲に必要なのではない、長州の陸軍、薩州の海軍と云ふような、舊式の考

部軍司令

陸海軍大臣

は一齊放棄して、單に日本國の爲に盡くすと云ふ事にして貰ひたい。次に陸海軍大臣を、大中將から採用すると云ふ、現今の規定は面白くない、元來陸海軍大臣なるものは、直接陸海軍の軍事的行動を、左右するものではない、只陸海軍の豫算を編成して之を執行し、又は軍人を任命する機關であつて、言はゞ主計局長、人事局長と云ふ格である、故に何も軍人でなくても差支はない、普通の文官で澤山だ、歐米各國でも此大臣を軍人でなければならぬと、制限したのは獨逸帝國のみであつた、大臣は政治家である、陸海軍大臣も政治家でなければならぬ、それを軍人を以て陸海軍大臣とすることは、昔日の軍人が政治家となる、封建時代の遺物である、そんな制限は速に徹廢して、何人と雖、適當と認めたらば、ドシ／＼任命すべしだ、陸海軍の編成や、兵器の改良や、其他諸般の設備の如きは、直

接軍人の意見を聞いて、採用すべきは採用して、豫算に編入すべきである、政治家の爲すべき範囲と、軍人の爲すべき範囲と、各其境界があれば、之を侵犯してはいけない。

次手に云ふが、戦争も爲すべきか、戦争を爲すべからざるかも、政治の範囲である、其戦争として勝つか、敗るかを考ふるは、軍人の範囲である、故に軍人たるものは、此戦争は勝利を得るだらうとか、失敗を招くだらうとか、意見を開陳するは、其職務に忠實なるものだ、又其意見を聞いて、開戦の有無を決定するのは、政治家の職務に忠實なる所以である。

帷幄上奏

又軍人には帷幄上奏なるものがあつて、立憲政治の今日違法だと云つて、大分八ヶ間敷かつたが、帷幄をとぼりと云つて、天皇陛下の御居間を云ふならば、今日國務大臣のあるに係はらず、陸海軍大

將が、直接上奏すると云ふ事は間違つて居る、若し帷幄を陣中の事だとすれば、それは天皇は大元帥なるが故に、之に直接戦報を御聞に達すると云ふことは、何も違法ではない、然し此陣中上奏を紊りに擴張して、平時に於ても常に、海陸軍大將が、天皇陛下に上奏すると云ふことは良くない、今日の立憲政治に於ては、國務大臣を措いて即國務大臣の關與せざる軍事々項ありとすれば、それは非立憲の甚だしきものだ、早速廢止すべきである、陸海軍大將は戦報に限り、直接陛下に上奏すべきが當然である。

一定の兵役を了へて郷里に在る者、又は將校の退職して民間に在る者が、團結して在郷軍人會なるものを組織するのが、今日の普通であるが、之は軍人等の自發的のものではなく、陸軍省あたりよりの教唆であらう、然らば其軍人會なるものは、何を爲すかと云ふに、

在郷軍人會

消防の手助をしたり、或は軍隊宿泊の世話をしたり、甚だしきに至りては寄附金の勧誘をする者もある、概して公共的の事に使用されることであるが、已に二三年も兵役に奉公した者が、更に公共の事に使用せらるゝとは、餘りに偏重ではないか、使用者から云へば軍隊歸りは、能く訓練が出来て居つて、一令の下に、直に働くと云ふとがあるが、如何に國家と云ひ、社會と云ひ、同一人をそんなに無償で使用しなくつてもよさそうなものだ、ちつとは外の人も使ふべしだ、ナニ軍人はそんなケチなことを云ふな、今日の軍人は昔の武士だ、武士はそんな泣言を云ふものでない、併し考へて御覽なさへ昔日の武士は僅少なりとも、平日俸祿を貰つて居る、殊に百姓町人に對しては、切捨御免と云ふ、廣大な特權を持つて居た、然るに今日は兵役中は勿論のこと、歸休後と雖、代議士の選舉權ですら附與

しないではないか、ケチとは何方のことだへ、政治家や官吏の方が餘程ケチぢや——ないか。

元來在郷軍人會なるものは、我國の如く徴兵制度を布いて、國民皆兵なりと云ふ主義を、採用する所にありては、有用と云ふよりは寧ろ無用である、出でゝは軍隊、歸つては農商工だ、何も兵役を了へた者を一團として軍人會を組織し、未だ兵役に行かない者と區別する必要はない、在郷軍人會は國民の間に、溝渠を築くものであつて、國民皆兵主義に反するものである、彼の英米の如く、志願兵主義を取る所に在りては、兵隊より歸還した者が、相會して在郷軍人會を組織するのは、必要かも知れないが、我國の如きは事情が異つて居るから、軍人會の必要はなからうと思ふ。

第七章 海軍々人の爲に

海軍の起原、華府會議、各國の共同管理、補助

艦や潜航艇は問題ではない。

横須賀に碇泊中、東京に御來遊ですか、永い間大洋航海も倦いたでしやうな、たま／＼上陸して、東京へでも御出かけになると愉快でしやう、食堂の主人も同情いたします、其處で航海中の諸君の御感想を承りたいですが、折角茲に御出掛になつた以上は、當所名物金銀の御飯を一膳差上ります。

今日の海軍即軍艦なるものは、昔時海賊の取締りに始り、次に海外との戦争の爲に、戦船を造るようになりました、後には自國の殖民地を海外に持つようになつてから、之を保護する爲に、常時軍艦

華府會議

を其處に、派遣して置くようになりました、段々外國との交通が頻繁と爲り、外國關係が増加し、生存競争が激しくなるに連れて、益軍艦の廣大なるものを造るようになり、現今では戦闘艦一艘三萬噸と云ふようなものを造ります、所が其經費が莫大であつて、到底國民の負擔に耐へぬと云ふ所から、米國が率先して世界の強國が同盟して、各國の海軍を縮少しやうではないかと云ふのが、一昨年のワシントン會議です、其裏面には多少種々の魂膽がありましやうが、兎に角、表面はそうです、軍艦を英、米、日、佛、伊、の五大國が共同して縮少する以上は、従つて戦争も出來にく／＼なつて、世界は平和に爲る、是は見易い道理であつて、何人も異議を唱ふる事が出來ずまい。

其處で我日本の海軍の立場から見ると、華府會議の海軍縮少協定

は、英、米の十に對し我國は六割であれば(勿論軍艦陸奥を廢艦より復活した爲め、我國は六割何分と爲つたが、英米二國も又其以上を増加したから、結局歩合は十と六と見て大差はない)單に我國が英國又は米國と戦争をするとすれば、既に噸數の上に於て敗て居る、つまり戦争して敗る位なら、始めから戦争を止めた方が得策だと云ふことになる、若し華府會議の條約が、各國とも批准が濟んで、有效と爲つた曉には、英米二國以外の、日本や、佛國や、伊太利は、海軍に於ては、英米に對しては、頭が上らない、斯ふなると我國の海軍の存在を疑はざるを得ない、それかと云つて我國が、之を破棄すると云ふ譯には行ない、身體兩難とは此事だ、海軍々人たるもの、何にか名案はありませんかね——、所で主人は其切抜策を一つ御教授いたそう。

各國共同管理

元來軍備なるものは、其の國民の利益と、幸福とを圖るものなれば、其國民の利益と幸福とが、戦争をせずして得ることが出来るならば、それで軍備の目的を達したと同一でありましやう、已に軍備縮少協定が、平和の爲であるなれば、此協定國間には戦争は遣らぬと云ふことを裏書したものである、然らば今一步進めて、此協定條約國の海軍を纏めて、各國の共同管理に附すべしだ、そうすれば此五大強國間には、海戦をすることが出来ない、而して共同管理の法は、各國から管理委員を三名若くは五名宛、派遣して、一ヶ所に駐在せしめて、合議制を以て萬事を決定すべしだ、そうして委員長の名を以て、各國軍艦の行動を指揮命令すべしだ、例へば英國軍艦の「エリザベス」號は、日本横須賀軍港に碇泊すべしとか、日本軍艦陸奥は、大西洋艦隊の旗艦たるべしとか云ふようにするので、而して

其乗組員と、其經費とは軍艦所屬國の費用たるべしとやるのだ、斯くすれば世界は平和だ、海戦にして起らざれば、陸戦は到底起らない、何んと名案ではないか。

或は曰はん、そんなことをすれば、各國が軍艦を造つたる目的に違反し、且其國の主權を侵害するものであると、成程それも一理あるが、苟くも各國が軍艦を造つた目的は、他國を攻撃する爲だとは誰も言ふまい、皆防禦の爲だと云ふだらう、然らば各國の軍艦が共同して、各國を防禦してやつたなら、其目的を完全に達することが出来る、又主權者の權利が拘束せらるゝようなことを言ふが、自己の意思を以て、共同管理會に委任するとなれば、何も差支はない、殊に此共同管理が甘く行けば、戦争は絶対に起り得ない、これ程克く軍艦を造つた目的を達する方法はあるまい、始終人の尻馬に乗つ

て居つて、他國人に願使せらるゝよりは、一つ自分から一新機軸を出したる提議を出すことが勘甚だ。

之は勿論重大問題であつて、海軍々人と云ふより一國政治家の爲すべき範圍であらう、が海軍大臣をして此提議を起さしむるには、軍人諸君も其意志がなければいけない、それが各國をして戦争を閉止せしむる第一の妙案だ、世界の人類をして平和に導く第一歩だ、ナニそんな事をする、軍人の飯の喰上げだと、政治家の仕事がなくなる、若し戦争がなくなつて軍人や、政治家が困るなら、結構ぢやないか、何も諸君の材能を以て、學識を持つてして、殺伐の仕事や、奸猾の行爲を、敢てしなくつてもよいではないか、速かに新生活面を開いて、人類の幸福を増進するような、仕事を考へたら宜らう、若し其の提議にして、各國の容るゝ所と爲らば、補助艦の制限

や、潜航艇の廢止は問題にはならない、自然に消滅すべきものである、海軍の共同管理にして行はるれば、十年も経過すれば、戦艦は無用の長物と爲つて、只快速力の巡洋艦が五六十萬噸もあつたらば十分だらふ、之が世界中の強大國が合計しての海軍力とすれば、ナント安價の海防費ではないか、先覺者たる者少しく眼を遠大に注いで貰いたいものだ、世界平和の先鞭を着けて欲しい。

第八章 市町村長の爲に

其資格、 萬事は仕なくつてもよい、 調査が多い、
俸給が高い、 交際費、 濫りに手を出すな、 市町
村長は人民より選出すべし、 市町村の區域、 議員
選出法

其資格

前回は世界的の大問題であつたから、今度はズーツと小さく出て、國內の市町村長諸君の爲に、一碗を差上ましやう、昔時の名主様と云へば、舊劇に表はるゝ所に依れば、随分馬鹿のように見ゆるが、今日の村長様はナカ／＼そんなものではない、殊に大都市の市長になると、ヤレ華族、ソレ博士、一旦國務大臣をした人でなければ、はばが利かないかと云ふが、一體市町村民は自治を希望するのか、他

治即官治を希望するの分らない、若し自分の事は自分で遣り、自分の市町村のことは、自分で遣ると云ふ考があれば、其市町村長たるものが、何も肩書の澤山ある者や、英雄、豪傑を借用する必要があるまい、只人格が高尙で、公金でも誤魔かさなければ澤山だ、それでは仕事が出来ないと、ソレなことを自治團體の管理者に望むが間違つて居る、どういふ事を仕度が、其は自治團體の人民の考ふべきことだ、道路を改修したいとか、橋梁の架替を仕度とか、下水道を作り度とか、其他如何なる仕事を仕ようとも、自治民が能く考へて、理事者に注文すれば宜い、理事者即市町村會が協議して、成案と爲し、之を市町村長に執行せしめれば宜いではないか、何も市町村長の發議が無ければ、何事も出来ないと云ふならば、代表議員等は無用だ、須らく市町村長の官選を要求すべしだ、若し萬一遣り手

萬事は
仕なく
つても
よいく

と稱する人間を、市町村長に聘したとて、其人が八億とか十億とかの豫算を編成して、市町村會議に提出したとせば如何、成程金さへ掛れば道路は立派にならふ、學校や、病院や、役所は立派に新築せられよう、海には港も築かれよう、地下には下水道も新設せられよう、然し其議案を代表會議が無事に通過すると思ふか、一都市が殆んど一國の豫算の三分の一に均しきものを負擔し得ると信ずるか、假りに三百萬の市民を有する都市ならば、一人當り三百圓許りである、一戸五人とすれば一戸當り千五百圓である、勿論之が直接税にのみ因る譯でもあるまいが、どうせ何んとかかんと云て市民が取らるゝのだ、それよりかそんな大計畫を、一時に着手せんとするよりか、先づ道路なら道路のみの計畫を立て、實行し、下水道なら下水道、築港なら築港と、一つ宛完成すれば、一代の市長には澤山だ、

それすら重荷である、先づ東京市に就て云ふならば、下水道の改良が第一だネ——、次は道路、次は何々と段々と遣つて貰ひたいものだ、何も一人で萬事萬端を完成する必要はない、主なる仕事は一としても、其他百般の事務は山程ある、其等は皆即効紙で間に合せて置くのだ、政治家たる市長や、市會議員や、市民は、其大計畫の考案を作るべきだ、其詳細の設計方法は、技術者の職務だ、東京市に何を遣つて宜いのか、譯が分らなくつて、ワザ／＼外國人を招聘して、調査せしむるなどは滑稽だ、それも技術者なら仕方がないが、政治範圍の調査は恐入る、それも無能なる市長ならイザ知らず、有能を以て任ずる市長にして、斯の如しとはナンダイ。

次手だから言ふて置くが、此頃の大臣や其他の政治家は、何か一事件が持上ると、直に調査、調査と云つて、責任を回避する僻があ

調査が多

る、今日の天氣は如何ですか、それは氣象臺に調査せしめなければ分らぬと云ふが、今日の天氣の晴、曇、風、雨ですら分らぬやうな人間が、能く一國、一縣、一都市の政治が執れたものだ、結局分らずなりで行政するかも知れない、物價が騰貴して生活が困難です、ドーか下げて貰ひたいと云へば、それは調査して見なければ分らないと、直に物價調査會を設ける、有象無象の委員を集めて、小田原評議に數ヶ月數ヶ年を費し、蕎麥は少し高いやうだ、湯錢は少し高いやうだ、之を下げたらどうだと、商人に相談すると、それは私共の商賣品ばかりが、高い譯では御座いません、他の物は皆高くあります、先づ生活の主要品なる米價はなぜ下げませんかと云ふと、それは農民の大多數が困ると云ふから下げさす譯には行かない、需要供給に依りて自然に其値段を定むるより外はない、然らば我々の

蕎麥の値段も、吾々と喰手との需要供給に依つて、定めて可いでは
ありませんかと云ふと、政府は何とも云へない、假りに物價調査會
の値段が正當なりとしたならば、政府は暴利取締令の在ることを御
忘れに爲つたのですか、若し暴利取締令が、人民の營業の自由を妨
害するものであつて、有害なるものとすれば、一日も早く廢止する
が宜しい、其他の調査會皆然うである。

それから各種の調査會の委員が、大概同じ顔觸である、各省次官
だとか、法制局長官とか、千手觀音じゃ——あるまいし、同一人で、
數十の仕事が出来るものかい、若し出来るとしたなら次官一人を置
いて、他の局長や、書記官は廢したらよからう、だから調査委員も
他の者に任命したらよからう。

市町村の各種の調査會は、各別人を以て其委員に選定するは結構

俸給が
高い

だが、此委員には能く職務を笠に着て、惡事を働く者が多いようだ、
例へば學務委員とか、學校建設委員とか云へば、其建設費に關して、
請負人と結托して、不正を働く者があると云ふことだ、官吏よりは
公吏に多いと云ふことだ、之は一方は常に俸給を受けて居り、一方
は少額の手當を受くるからであらうが、甚だ公德心の缺乏したこと
だ、何も惡事を働く爲に議員と爲り、委員と爲つた譯でもあるまい、
市町村民たるものはよく／＼注意して、其選出を誤らぬようにしな
ければならない、選舉の運動費の支出振が宜いからと云つて、直に
選出するなどは不注意の甚だしきものだ。

元來市町村の公吏は、名譽職であるのが本質だ、名譽職とは無給
なりと云ふ事だ、然るに何事ぞ市長の俸給は、何處でも馬鹿に高い、
二萬圓も三萬圓も支拂ふとは何だい、國務大臣の俸給より多きこと

數倍、假令元大臣にしる、大臣のとき八千圓の俸給が、市長になつたからと云つて、二萬圓も三萬圓も出す必要があるまい、況んや官吏時代に四五千圓級の者か、一躍、二三萬圓とは何う云ふ譯だ、民間の營利會社と均衡でも取る積りか、昔時支那では、死馬の骨を千金に買つた者もあるそうだ、但是は馬鹿の標本だが、文明の時代に、しかも賢明なる市民が、どう云ふ考から割り出すのですか、それとも市長なるものは、昔の名主と同じく、地位が下等にして、官吏の古手などが、喜んで來ないから、利慾を以て釣ると云ふ寸法ですか、ナゼ市民諸君は自治を重んじないのでですか、市民は汽車です、電車です、汽車や電車の進め、停れを指揮するのが旗振です、市長は旗振りです、旗振りに大した俸給を拂ふ者があるもんですか、先づ市長の年俸一萬圓、町村長の年俸一二千圓以下、助役、収入役の

俸給は順次之れに倣ふべきですナ、ナニそんな事をする、遣り手が無いと、嘘を云ふな、現に後藤東京市長の如きは、年俸を皆市に寄附したではないか、三井や三菱の旦那でも、市長に選舉したら、年に五十萬や百萬圓は寄附するは定まつて居る、ソ、ソすればビヤード博士でも、アインシュタイン博士でも、何人でも顧問に招聘することが出来る、諸君は遣り手が無いと云ふが、私の觀察では、遣り手が有りすぎて困るようだ、市會議員の連中も皆市長に成り度い人許りのようだ、イツソ市長を十人程選舉して置いて、毎月交代で遣つたらどうか、ソ、ソすると何も俸給を出さず、純然たる名譽職で済むだらう、現に東京府會議長の如きは遣りたい人許りで、納りが付かない、喧嘩許りして居るではないか、議長を十人も作つて置いて、毎日交代で議場を整理せしめたら宜からう、ナニ規則に反すると、

規則などは必要があれば何時でも改正するがよい。

元來俸給なるものは、其職務に對する報酬だから、始めから終りまで同一で良い、初年が一萬圓で、二年が一萬五千圓、三年が二萬圓と上げる必要がない、市長給が一萬圓とすれば、五年立うが、十年過ぎようが、一萬圓でよい、又人に依つて甲が一萬圓で、乙が八千圓と差違を設けるには及ばない、權兵衛であらふと、太郎兵衛であらふと構はない、之は獨り市長許りではなく、助役でも、課長でも、區長でも其通りだ、兎角個人關係を見て、職務關係を見ないからだ、職務は公けだ、人は私だ、公私の關係を能く了解したら、職務給に差別なんか付けることは出来ない、議員の俸給を見玉へ、政黨の首領でも、陣笠でも皆同一ではないか。

交際費

市長なり、町村長なりに、選出せらるゝ者は、地位あり財産ある

人が多いのだらう、何も俸給などを遣る必要はあるまい、俸給の代りに交際費を支給したら良からう、但し市町村長の交際費を、議員連が遣つてはいけませんよ、知事の交際費を、府縣會議長が使つたと云ふ噂を聞いたから、殊に注意して置ます。

又市町村長などが、無暗に誰にでも交際したがる弊があるようだ、直接其市町村に關係のないことには、出者張るには及ばない、米國の大統領が來たからとて、英國の皇帝が入京したからとて、東京市長や、横濱市長が、眞先に爲つて招待する必要はない、國賓として迎ひるならば、國務大臣がある、市長などが、そう世話を焼くには及ばない、何も黄金造りの玩具箱を献上しなくともよからう、東京市内の寫眞帳とか、市政一覽とかを御土産に差上げれば澤山だ、兎角無駄の事を仕たがるから冗費が入る、節約宣傳は先づ自らすべし

濫りに
手を出
すな

だね——。

又市町村長だなんと云ふと、何んでも仕たがる僻がある、例へば婦人會の會長だとか、少年會の會長だとか、ヤレ慈善會の會長だとか、運動會の會長だとか、百般の事業に手を出したがる、婦人會は婦人に委すべきだ、少年會は少年に任すべきだ、慈善會は慈善家に任すべきだ、運動會は運動家に任かすべきだ、何も市町村長などが頭を出すには及ばない、ソんな無駄なことに力を入れるから、自己の職務が怠り勝になる、繁忙だとか、多忙だとか自ら求めて忙しがる、又人民諸君も何でも蚊でも、市町村長に持出すから悪い、何も虎の威を借る必要はない。

市町村
長は人
より人
民より
選挙す
べし

市町村長は現行地方制度に依ると、市町村會が選挙することに爲つて居るが、之はよくないようだ、市町村人より直接選挙するがよ

市町村
区域

い、そうすると市町村長の權威も高くなり、市町村會議員におべつかを使はなくても可い、自己の信認する政策を立て、豫算を編成して、議會に臨むことに爲る、そうすると、市町村長は堂々自己の意見を主張することが出来る、若し議會が容れないときは、人民に向つて其理否曲直を訴ふることが出来る、現行法の議會か選出する方は、市町村長をして徒らに議員に屈從せしむることになる、之は自治制を改良する第一歩だ。

大都市が附近の町村を合併するはよいが、無暗に大きく許り成つても、其締りが付かなければ、都市たる態面を保てない、東京市が隣接町村を集めるも可いが、道路なり、水道なり、下水なりが出来なければ、何にもならない、先づ市内の不用地を整理して、有益に利用するがよい、随分無駄の所がある、併し小町村に在りては、現

在の状態では小さ過ぎる、現今の町村の数が多過ぎる、先づ半分又は三分の一に縮少して澤山だ、即二三町村を合併して、一町村を組織するがよい、先づ一町村は一千戸以上五千戸位にするがよからう。

此町村の合併に就て、第一に起る問題は、各町村の共有財産である、若し之れあるが爲に合併に差支あるなれば、そんな財産は處分するがよい、即分割するなり、賣却するなりするがよい、公共の利益の爲に必要な共有財産が、公共の利益の爲に合併するに支障があるなれば、既に其目的に反するものであるから、早速消滅せしむるがよいではないか。

市町村會議員選舉の爲、其公民を二級に區別して置くが之が何の役にも立たぬことである、金満家を獎勵する意思とも見へぬ、なぜなれば一級公民から選出する議員は、二級公民でも構はぬ、一體一

議員選出法

圓の納税者と、百圓の納税者とは、金額に於ては差違があるが、其人の奉公心に於ては、何等の差異がない、法律上から見れば十圓の納税者も、萬圓の納税者も、皆一樣だ、萬圓の納税者に一圓の納税者の萬倍の権利を遣ると云ふことは出來ない、若しそんな事を認めるならば、兵役義務を了はつた者には、割増の権利を附與しなければならぬ、そんな事が出來る者かい、此點より見ても二級制度の不合理なることは分る、納税額に依りて公民に區別を設けんとするは、資本尊重主義の遺物である、政治家たる者も、少しは自覺又は他覺して、二級制度を撤廢するが宜しい。

第九章 銀行家の爲に

貸金の手數料、高利貸、銀行は國立とすべし、
 低利資金、銀行は貸す義務がある、質屋、強
 制執行

コレは、金満家なる銀行家連中の御入來で恐れ入ります、毎日金貨や、紙幣の中に埋まつて居る皆さん方でも、尙金銀のめしの需用がありますかネ——、尤も皆さんの持つて居る金も、大部分は預金者の金であつて、株主の資本金は大抵、建築物などに變化して居ますから、皆さんは結局他人の金で、金満家を装ふて居ると云ふことに爲りますネ——、天下廣しと雖こんな甘い商法はありますまい、其上其金を貸出すに、借手は叩頭百遍、おまけに酒色の饜應を受け

貸金の
手數料

たり、手數料を私に懐中に入れたりする者があるさうですナ、銀行が公然手數料何分として徴收する所があるが、此等は變なものですね——、銀行は金を貸すが營業でしやう、其營業を爲すに方りて、自ら手數料を取るとはドンナものです、例へば帽子屋が中山一個金七圓で賣ります、此賣渡手數料金二十錢とか三十錢とか云つたらド、世間は廣いが、これ程奇體な商法がありますまい、昔時基督教では金を貸して、利子を取ること禁じたものです、金が金を産むなどのあるべきものでない、之は罪惡であると云つて禁止したものです、所が金を貸す手數料を取るに至つては、如何に圓滿の食堂主人も賛成が出来ませんナ、それでも金を貸す仲介をした人が手數料を取るなら當り前だが、貸主が自ら取るに至つては言語同斷である。

高利貸

抑手数料制度は、高利貸の習慣から來たものでしやう、所が高利貸は無擔保です、信用貸です、銀行者流の如く擔保物を要求しません、ダカラ危険も多いのです、利子も高くなくつてはなりません、利息制限法で高くも取れませんから、手数料と云ふ名の下に高利を奪取するのです、それを堂々たる銀行家が眞似るとはどう云ふ譯です、諸君は高利貸と云つて輕蔑するでしやう、所が其高利貸の方が、事業の性質を見、其人の信用を見て、直に金を貸します、然るに銀行家は無資産即無擔保の者には、一文も貸しません、皆さんは手数料を取る所なんかを學ぶよりは、寧ろ其貸付法を學んではドーです、高利貸の方が目があります、心があります、擔保物を取つて金を貸すのは、何んな馬鹿にも出來ます、何も學問もいりません、經濟學も用はありません、モ一少し銀行家たるもの有用の材を働かして欲

いですね——、銀行と云ふものは、單に金を貸して利息を取るのみが目的ではありません、成程以前はそう云ふ時代もありましたらふが、今日の社會組織では、銀行は社會金融の機關と爲つて居ります、それだから銀行は紙幣の發行權を持つて居ります、勿論今日では日本銀行のみが紙幣發行權を持つて居りますが、以前は各銀行とも紙幣を發行したものです、元來紙幣即通貨の發行權は政府の有すべきものです、之を銀行に一任する所を見れば、銀行は國民金融の中樞機關であるとは争はれない事實です、假令紙幣發行權なき銀行と雖、社會金融の重要機關たる事は疑なき事實です、單に金を貸して利息を取ると云ふ譯ではありません。

社會が物々交換より、貨幣取引に進化したる以上は、貨幣の集散離合を計り、國民經濟の調節を講ずると云ふことは重要なことです、

銀行は
立と
すべし

此重要な任務が銀行です。故に今日の經濟組織に於ては、銀行業なるものは、國家事業と爲すべきものです。即銀行は國立として經營すべきものです。収益の目的を以て銀行を設立する時代は、既に経過しました。先づ日本銀行を中央銀行として、各地に數多の銀行を設立して、各地の金融機關と爲すのだ。例へば東京に百箇所の銀行とか、横濱に十箇所とか設立するのだ。今日の如く同一の町内に、多數の銀行が軒を併べて營業するなんて、不經濟の骨頂だ。人と物との經濟に於ても大變儲かる。銀行が已に國立と爲つた以上は、銀行に破産と云ふことはない。國家が破産せざる限りは安全だ。然らば預金者も取付騒をするには及ばない。ナント名案ではないか。金銀のめしの效能茲に於て在りと云ふべしだ。ナニ歐米でもそんな所はないと、何も歐米で發明し、實行したことでなければ、我國では

施行出來ないと云ふ、意氣地なしでは仕ようがないではないか、理窟に叶ひ、實際に便利ならば、ドシ／＼行ふべしだ。一つ銀行國有論を實行して、歐米に範を示すべしだ。

低利資 金

銀行が國立となると、郵便貯金の大部分が銀行に吸収せらるゝこととならう。零細の資金を蒐集したる、郵便貯金を遞信省から、低利資金として、各府縣に貸出すが、之が餘り面白くない。元來金利は成るべく統一すべきものであるのに、一方には高利で貸し、一方には低利で貸すと云ふことは可けない。何も病院を造る資金だから、低利で貸すべきだとか、道路を開鑿する資金だから、高利でよいとか、區別すべきものではない。爲すべき事業であるなれば、學校の建設費も、橋梁の架設費も、人足の賃銀も、書籍什器の購入費も、皆同一のものと云はねばならぬ。何も郵便貯金だから、低利で貸出

すと云ふことが間違つて居る、此等は銀行が國有になれば、問題が消滅するが、現行法の下に於ては、銀行家は、大藏省に迫つて、全部郵便貯金を借用するがよい、而して一般の貸金と同一利率で貸出すがよい、利子は成るべく低くして貸出して貰いたい。

茲に銀行家諸君に特に注意したいのは、銀行の金は、國民の預金であるから、謂はゞ他人の金である、之を貸すのは當然の義務であつて、職務である、即社會に對する義務を果すのだ、其貸付けた金を取立つるのは権利である、然るに金を貸すのが権利だと思ふから、高利も取りたくなり、手数料もほしくなるのだ、借手に向つて威張り度なる、借る人が客人だ、それを普通の銀行員は預金者を客人と心得て、イヤに首を下げるが、借り手に向つては傲慢無禮の眞似をする、預金者も、借手も、何れも客人だ、其間に大した隔りを設く

銀行は
貸す義
務があ
る

るには及ばない、此考へで行けば、社會は平穩にして、國家は太平だ。

質屋

銀行の外に金貸としては、普通質屋と高利貸とがある、して質屋は貧乏人の金融機關として、重寶がられて居る、質屋は衣服、什器を提供すれば、直ぐに金を貸す、彼の銀行の如く面倒な手数を要せない、銀行は、公債か株券とか、不動産とかを、擔保として金を貸すから、中産以上の階級のもものが取引をするか、貧乏人は通常質屋に依つて、金を借りる、故に中産以下の金融を圓滿にせんと思へば、質屋業を昌んならしむることだ、先づ市町村に公設質屋を開設するが宜しい、そして利子も廉くして貸出すがよい。

高利貸は單に人の信用にのみ重きを置いて、金を貸すものであるが、其實利息が高いから金を貸すのだ、利息制限法で禁じてあるが、

強制執行

實際高利貸借が行はれて居る、年に利子の五割も十割も取るとは、驚く、開いた口が塞がらぬ、そして貸す度に手数料を取る、利子と手数料を天引さるれば、残りは僅かで心細くなる、返済期日に拂はぬと、直に執達吏を差向けて、財産差押に来る、之れが公證人なるものを設けて、其公證人の作成した證書には、直に強制執行を爲すことを得る、規定を設けたからである、至極便利のようであつて、却て不便利だ、債務者に取つて残酷すぎる、假令契約が正當に締結されたものとするも、之を履行しないからと云つて、直に財産差押と来て、衣類や、什器を賣却するとは、餘りに酷い、一體政府から悪い、租税を怠納したと云つて、直に強制執行する、そんな亂暴のことがあるものか、納税することの出来ない者は、強て納税せしむるには及ばない、其譯は先づ人間は自己保存が第一だ、即自分が生

活すると云ふことが第一義だ、それから國家に對する義務として納税するのだ、國家は自己保全の義務があると、同時に人民を安全に生存せしむる義務がある、何も自己保存を全ふすると能はざる人間が、國家に納税するには及ぶまい、それを納税期日を經過したとて、直に財産差押に来るなどは、國家が自己の義務を完全に行はずして、人民を責むるの酷なるものだ、故に政府は怠納せる人民に向つては、其理由を質問し、猶豫すべきは猶豫し、免除すべきは免除すべきである、又強制競賣をするにしても、何も租税にのみ先取特權を附與するには及ばない、債權は國家にしても、個人にしても皆同一である、均しく分配すべしだ、又公證人の作成したる債務と雖、直に強制執行の效力を與ふるとは慘酷だ、裁判所は宜しく其理由を調査した上、許すべきは許し、許すべからざるは許さないがよい、ソレで

は法律に違反すると、法律などは何時でも改正が出来る、毎年帝國議會を召集して、法律の改廢を待つて居るではないか、惡法はドシク改廢すべきである、少しく活眼を開いて活社會を見るが可い。

第十章 労働者の爲に

賃銀、 全労働収益説は不可なり、 工場主の攻撃、
工場の収益には加入せよ、 賃銀論、 金貨を使用すべし、

金満家の後に貧乏人、金貨の後に金借、自動車で乗廻はす銀行頭取の次に、淺黄色の職工服を着けたる労働者、能く入らしやいまして、職業は神聖なり、自ら労働する者にあらざれば、食ふ権利なし、と自覺して労働に従事すると云へば、如何にも立派だが、労働者の十中八九は皆財産がないから、已を得ず、労働者と爲つた譯でしやう、當食堂の主人は、イヤに言葉を飾つて、人に御世辭を云ふのは嫌いです、奥齒に物の挿まつたような言は云へません、諸君が労働

者と爲つた動機は、何であらうと構ひません、只労働其物に就て、労働者其人に就てのみ、忌憚なき所を申上ます。

賃銀

ドーモ世間が不景氣になつて、工場から取る賃銀が少くなつて、我々は困りますナ、それは仕方ありません、然し一日十時間として二圓とか三圓とか云ふ賃銀は、好景氣時代と同じでしやう、只二時間とか、三時間とか云ふ、割増賃銀がないから、減額したようなものですナ、夫に較べると工場主の利益の減少は非常なもので、比較には爲りますまい、併し御主人！、工場主の利益の減少は、吾々も能く承知して居ります、然し吾々は衣食に窮するのです、工場主即資本家は衣食住には困りません、只廣大なる何千坪、何萬坪の邸宅に住むことが出来ないとか、古茶碗に一箇數千圓、數萬圓を投ずることが出来ないとか、一夜の宴會に數百圓、數千圓を費すこと

が出来ないと云ふのでしやう、それは其通りですが、能く諸君も考へて御覽なさい、今日の工場なり、事業なりは、資本家の金儲の爲に設立したものであつて、労働者の爲に、設立した物ではありません、故に諸君が一日三圓でなければ働かないと云へば、二圓五十錢で働く者があれば、其人を雇入るゝは、分り切つたことです、賃銀は賣手と買手の協議に依つて定まる、賣手たる労働者は自己及家族の生活費を以て、賃銀の最低値段と定むるのが適當でしやう、併し此生活費なるものも、労働者一人の場合と、労働者が妻帯する場合と、労働者が妻帯し子供が數人ある場合とは、各其賃銀が違はなければならなくなつて来る、同一の技能ある職工にして、一人は二圓を拂ひ、一人は三圓又は四圓を拂ふと云ふ譯には行まずまい、つまり一人又は妻帯者を標準として、賃銀を定むるより外仕方がありま

すまい、そうなると數人の家族を有する労働者は、勢ひ貧困に陥らざるを得ない、つまり生活が出来ないと云ふことになる、同盟罷工の場合に、一番早く降参するものは、此憐れなる多數の家族を有する労働者のようです、誠に御氣毒の次第です、諸君は自己の自由を尊重すると、同時に他人の自由を尊重しなければなりません、過般製糖會社の同盟罷工のとき、其同盟者連中の代表者が、一重役を訪問して、其應接室に在る器物を指して、之も我々職工の汗の凝りだ、即ち吾輩の物だと、云つたそうですが、此議論の根底には、物は凡て労働より生ずる、即生産物の全収入は、労働者の所得に歸すべきものであると云ふことである、若しそうすると、生産物に對しては、資本家の取るべき部分が無いと云ふことに爲る、然らば問はん、工場場の生産物は、凡て労働者の取得すべきものとすれば、其工場の家

屋を供給したり、機械を提供したり、原料を供給したりする者は、取得すべきものがないと云ふことになる、そんな不合理のことはあるまい、労働者の取るべき部分よりは、寧ろ家屋、機械、原料を供給したる者の、取るべき部分が多くであるべき筈である、又農産物に就て云つても、耕作したる労働者が農産物の全部を取得するものとせば如何、耕地を提供したり、肥料を供給したり、種子を出したりする者の取る部分がないとせばどうです、加之肥沃の土地を耕す者と、瘠せたる土地を耕す者と、其勞力に於ては、大差があるも、其效果即生産物に對しては、反對に勞力を少く費したる、肥沃の土地の労働者が、多大の収益を得るとは、不都合ではないか、要するに全労働収益論は、根底に於て誤つて居る、生産物に關しては、資本主と労働者と、相協和する範圍に於て妥協すべきである。

或は曰はん、生産物に對して、少しも其生産に加工せざる者に、分配を爲すは不都合なりと、即不勞所得は不都合なりと、然らば問はん、諸君の得たる賃銀は、労働者自身のみに於て消費せらるゝや、之を家族即妻子に分配せられないか、若し分配せらるゝとせば、妻子は諸君の勞働に對して、何も直接に助力しないではないか、若し妻子は、家に在りて衣食を供給したり、勞働後慰安を與へたるを以て、即ち間接の生産者なりとせば、工場を建設したる資本家は、諸君の生産物に對して、直接間接の援助を與へたるものである、此點より見れば資本家が生産物の分配に預るは、敢て差支はないではないか、況んや今日の生産社會に於ては、資本家が或る事業を企劃して、利益を得んとするのは労働者の爲にあらずして、只利益を得んとする一方便にし過ぎぬようである、即労働者を安全に生活せし

工場主の攻撃

めんが爲に、發起したのではない、併し已に一工場を設立して、職工を雇入れ、生産に従事したる以上は、案りに其職工を更ふることは不可である、同一の事業に従事すれば熟練を生ずる、熟練すれば生産能力を増加して、工場主にも利益と爲る、此點から見ても諸君は各工場を遍歴しないがよからう。

ナニそんなことを云つて居れば、工場主は益圖に乗つて、職工の利益を蹂躪すると、又吾々労働者は毎日塵埃中に黒くなつて働いて居るのに反して、工場主連は美服を着け、美食を喰ひ、壯麗なる家屋に住し、出るには俵あり、自動車あり、ヤレ宴會だ、ヤレ待合だと、贅澤の限りを盡くして居るではないか、吾々は五圓か十圓の、裏長屋の家賃ですら拂へない、妻子は飢餓に頻し、ぼろを纏ふて居ると云ふ有様だ、然らば我々の賃銀は、モット高くしても良いでは

會社の
利益に
は加
入せよ

ないか、如何にも御尤千萬の議論だ、食堂の主人も大賛成ですが、甚だ時機が悪い、工場の利益のあるときに、諸君は賃銀の外に、其利益の分配を請求すべしだ、恰も資本主たる株主が、通常配當金の外に、特別配當金を享くるようにすべしだ、此好景氣の時に少しく賃銀を多く貰へば、直に口を噤んで何事も言はず、不景氣が来て工場が損失でも招くようになると、ヤレ職工の待遇を改良せよとか、賃銀を上げろとか、色々なことをおつしやるが、それは好氣時代に言ふべきことであつて、不景氣時代には駄目だ、工場主の方から云つても、何んとも仕様がなないではないか、故に職工の中より代表者を出して始終工場の計算に參酌するがよい、或は私は諸君から見れば、餘りに資本家の肩を持つと思ふだらふが、私は資本家ではない、元來無一物だ、そうかと云つて、労働者でもない、眞に勞資争闘の

渦中に投ぜられない、公平なる第三者だ、若し無理非道なる工場主連があつたなら、何時でも相談に來たまへ、一肌脱がないものでもない、併し斷つて置くが、私は弱を助け、強を挫くと云ふようなこととはしない、何時でも正義なり道理なりと信じた方に味方する、相手方が高貴の人であらふが、乞食非人であらふが構はない、只不正なり、不當なりと信じたら、其不正、不當を征伐するに躊躇しない、常に我輩の方針は、天下の公道で、坦々として砥の如しだ、公明正大にして、何人も恐れずだ、正義は我の主義だ、攻撃は惡魔退治だ、平和は目的だ。

一體諸君の賃銀は高いが良いか、低いが良いかと云ふに、單に労働者一身の立場から見れば、勿論高い方がよいには極つて居るが、其得たる賃銀を使ひ拂ふ點から云へば、安い方が善いではないか、

賃銀論

今之を世間一般から見れば、賃銀が高ければ、従つて其生産物の價が高くなる、高くなれば之を買ふ者は苦しむ、労働者が自分が生産する物品は、僅か一つだ、自分が買ふべき物品は多い、例へば自分は石鹼の製造に従事するとしましやう、自分の生産する物品は石鹼の一種にしか過ぎないのに、自分の買ふべき物品は、衣服あり、米、味噌あり、野菜あり、牛肉、魚肉あり、酒あり、煙草あり、其他汽車あり、電車ありで、擧げて數ふべからずだ、其物價が労働賃の高さが爲に、皆騰貴せりとせば如何、自分の賃銀の高いと云ふことは結構のようだが、世間は目白押だから、何ももうかる所はない、故に公平に云へば、物價が高くつて、買手が少いよりは、安くつて買手が多い方が、世間の融通が良い、物價が安からうが、高からうが國內から見れば、權兵衛、太郎兵衛だとするも、外國關係から云へ

ば、日本の貨物と、外國の貨物と、其價格が違へば、其安い貨物を生産する國が勝つ、若し日本品が高ければ、外國貿易に於て、日本品は敗ける。

今日本と英國との比較を取れば、英國は千九百二十年の賃銀が、戦前に比して、十七八割高であつたのが、今日は四割乃至七割高にしか過ぎない、我國は大正三年を一〇〇とすれば、昨年九月が三二三で即二十一割三分の騰貴だ、物價は大正三年の一〇〇に對し、好景氣の大正九年三月には三二八であつたものが、大正十一年九月には二〇三に低落した、然るに労働賃は少しも下落しない、此高率なる賃銀を以て生産したる物品が、英國の生産物と競争することが出来ましやうか、現に市中でも英國製の毛織物が、日本製の毛織物より廉價に賣却せられて居るではないかい。

金貨を
使用す
べし

金銀のめし

一三八

先づ物價を下げ、外國貿易を盛んならしむるには、貨銀を安くするが一番ですナ、其方法は通貨を少くするので、通貨を少くすると云つて、有るものを無暗に減少する譯には行ませんから、先づ紙幣の發行を成るべく縮少して、正貨即金貨や、銀貨を多く流通せしむるのです、正貨であると、人は紊りに消費しません、紊りに通貨を使用しないと、従つて物價は堅實になり、低落します、紙幣であると、粗末にして消費する弊があります、浪費すれば物價は高くなります。

第十一章 貴族院議員の爲に

歐米の上院、貴族院の改革案、議員は有期とすべし、

超然内閣

コレハ御歴々の御入來、よろこそ御出掛になりました、特に本年は貴族院内閣の出現で御全盛ですネ——、嘸どや肩身が廣いでしや、ソ、ソ、ソでなくとも、常に平民を下眼に見て居る華族が、其上政府を乗取つて、肩で風を切るなどは餘り有難くないですネ——、ナニ貴族院内閣だと、そんなことがあるものか、あれは研究会と政友會ひいきの内閣だよ、我々正義派は組せんよ、間違いられては困りますよ、時に貴族院内閣などといふ内閣が、出現するなどは、現代の奇觀だネ——、何處の立憲國にそんな形跡があるかい、英國にせ

歐米の上院

よ、米國にせよ、佛國にせよ、上院なるものは、只時の政府の施政を監視する、一種の元老院だね——、先づ立憲國の本来本元なる英國を見玉へ、上院の出席議員は約三百人にして、千九百十二年以後、金錢に關する事は容喙することを得ず、衆議院を三回通過したる議案は否決することを得ず、と制限されてある。又佛國は議員の數は三百人であるが、三年目に三分の一宛改選せらるゝのである、議定權は大略衆議院と同一であるが、其本分を守つて政局に容喙はしない、又米國はどうかと云に、元老院の議員は九十六名であつて、議長を選擧せず、副大統領が常に議長の職に就くのである、條約の批准權を持つて居るから、先年歐洲大戰後の、ヴェルサイユ條約を拒絶したようなことはあるが、内閣を組織するなんて云ふことは夢にもない、政府は何時でも衆議院に多數を占める者の取るべきものだ、其

貴族院の改革案

多數黨が失脚して、内閣を組織することが出来なければ、第二多數黨に引渡すべきものだ、然るに貴族院の權力を恃んで、内閣を組織するなんと云ふことは、根本からの誤謬だ、世界の趨勢は段々一院制度、即衆議院の方に進んで來ることを御存じないからだ、其處で私は貴族院議員の餘り逆上せぬ方法を一つ献上しやうならば。

第一、貴族院の議員は約三百人とし、其三分の一即百人は貴族より選出し、即公侯伯子男爵の中より互選せしめるのだ、約千人の華族があれば十人に付一人の割合だ、そうして公侯爵の成年に達すれば、當然議員と爲り得る特權を廢止すべきである。

第二、議員の三分の一即百人は勅選として、國家社會に功勞あり、名望あり、學識ある者の中より選拔すべきである、但し華族は互選議員の特權を有するから除外するが、適當であるようだ。

第三、貴族院議員の三分の一は、衆議院議員と同じく、人民の公選に依るべきものとす、即人口五十萬人に付き一人の割合を以て選出すること、そうすれば約百十人位はあるだらう、各府縣を一選舉區として適宜選出議員を按配すべしだ。

而して貴族院議員は其選出法の如何なる方法を問はず、皆有期とすることである、先づ任期は六年位が適當だらう、そして第一期の議員は六年目の改選のとき、抽籤を以て半數は殊に三ヶ年を延期するのだ、以後三年目毎に半數改選となる、勅選議員も三年目に半數即五十人宛勅選せらるゝのだ、斯くすれば議院は始終新陳代謝して、空氣は新鮮となり、議員の怠慢を豫防することゝなる、然らば各府縣の多額納税者の互選議員も、自然消滅することゝ爲る、是は廢止しても何人も異議はあるまい、皇族の成年に達したるものが、當然

議員は
有期と
すべし

議員となるの現行規定は、英國の制度に倣つたものだが、今迄一度も御出席になつたことはない、是等は廢止しても可からう、先づザットこんなものだがネー、若し貴族院にして此改革案が行はれた日には、大に其面目を一新して、殿様議員の誹りを免るゝであらふ、英國の如く豫算に嘴を容れさせぬとか、衆議院を三回通過した案は否決權なしとか、いふが如きは餘りに慘酷すぎる、寧ろ其質を改良して、完全の議決權を與ふるが、貴族院議員を尊敬する所以である、然し其選出法を改良したからとて、政府を乗取るの、内閣を組織するのと、夢にも想ふべからずだ、それは衆議院の爲すべき範圍である、人民の代表者の爲すべき行爲である、國民の輿論なるものは、衆議院に於て始めて見るべき者であるからである。

然らば貴族及貴族院議員は、内閣員たることを得ぬかと云ふに、

超然内閣

金銀のめし

一三四

決して左様ではない、假令貴族であらふと、貴族院議員であらふと、苟くも一國の輿望を負ふて政界に立つ以上は、内閣を組織するに於て差支はない、其根據が衆議院に在りさへすれば良いのである、只貴族院議員が相集りて、一團と爲り内閣を組織すると云ふことが不都合だと云ふのである、此意味に於て超然内閣は不都合だと云ふのだ、或は云はん超然内閣は政黨の外に卓越するが故に、政黨の私利私情に走る弊害を、矯正する上に於て特效が有ると云ふならんも、立憲政治の根本に於て超然内閣は誤謬がある、立憲政治は人民多數の政治である、其多數を代表するものは、人民の選出したる衆議院議員に於て見るより外はない、其選出議員の多數を除外したる内閣が、何で立憲政治と言ひ得るか、超然内閣とは官僚政治の遺物であつて、僅かに其餘命を保持するが爲に、效能を陳述するに過ぎない、

果斷、決行、是れ超然内閣の特徴である、多數黨が何と云ふとも、一切御かまいなしで、勇往邁進するのが本能である、然るに左顧右眄、其所信を斷行すること能はず、政黨の鼻息を伺ひ、何等の爲す所なきは、全然其存在の理由を排除した者である、ソレだから貴族院内閣なんて、超然内閣は駄目だよ、モ一大概目が覺めたらふ、南無阿彌陀佛！。

第十二章 衆議院議員の爲に

始めは脱兎の如く終は處女の如し、
 政黨の總裁が何だ、
 金の選舉だ、
 選舉取締法改正案、
 非解散論、
 議會の召集、
 議員のサボリ方、

國民の選良たる當代の政治家——代議士諸君の御入來ですか、あなた方は口も八丁、手も八丁、シャベルことにかけては、當食堂の主人も閉口です、然し折角の御立寄ですから、何か一杯差上ましやう。

初は脱兎の如く
 終は處女の如し

選舉當時立候補の演説を聞くと、如何にも談論風發、政見澤山、乃公一度び立てば天下を風靡すること難からず、と云ふよふな御方ばかりですが、一度び當選せられて議員と爲れば、昔の容ちは何處

へやら、龍が變じて蛇と爲り、虎化して猫と爲ると云ふ、體裁がありますナ、政黨の本部へでも出れば、一から十まで御左様御尤、幹部の命令を奉じ、總裁の意見に従ふと云ふ有様、恰も鼠が猫に見付つたと一般、憐れ墓ない有様ですネ——、私は虎が猫に化けたと思つて居たら、鼠に化けたのですか、種類が少し違ふよふに思ひますが、それでは龍が蛇と爲つたのではなくつて、蚯蚓と爲つたのですか、餘りに變化が激しいではありませんか。

何も政黨に入つたからとて、其總裁や、幹部連の言ふことに服従すると云ふことが分らない、元來政黨なるものは政治家の團體であつて、其團員たる諸君の意見が集合して、始めて政黨の政見と爲るのです、何も總裁だの、幹部だのと確定の意見のあるべきものではありません、それを、何か少し問題が面倒になると、總裁一任だと

か、幹部一任だとか申しますが、問題が面倒になれば爲る程、尙慎重審議する必要があるではないか、クダラヌ事は寄てたかつてガヤ／＼言ふ癖に、少し問題が大きくなると、總裁や幹部に一任する位なら、イツソ議會開會中、委任状を出して、缺席した方が良からう、田舎に行つて百姓でもした方が、どれ程社會の利益だか知れない。ソウカと云つて徒らに政黨に行つては騒ぎ、議會に行つては騒げと云のではない、政治上の識見があるなら、政黨でも、議會でも構はず、ドシ／＼言ふべしだ、何も政黨の首領だの、先輩だのと云つて、遠慮するには及ばない、眞に其政見が國民の爲であり、國家の爲になると信せば、忌憚なく、腹藏なく、發言すべしだ、言論の自由は憲法に於て保證せられ、院外に於て其責を負ふことなしと、規定せられて居るではないか、國民の代議士だ、人民の代りに選出せ

政黨の
總裁の
何だ

られた議員だ、沈黙の権利はあるが、沈黙の義務はない、世間では諸君を指して、陣笠と云ふ、陣笠とは今の兵隊のことだ、兵隊は士官の指揮命令を奉じて運動するのだ、諸君は何等の意思を有せずして、只幹部の命令の儘に、運動せんと欲するか、只一の表決機と爲らんと欲するか、愚も茲に至つて極まれりだ。

政黨の首領を推戴するなんて云ふが、其政黨が首領を選ぶに、推戴などゝは、一體なんだへ、黨員が寄つて蒐つて、選舉すれば好いではないか、アレハ金がありそうだ、之は馬鹿そうだなどゝ云つて、幹部連中が相談するのが悪い、政黨が公黨ならば、公明正大に遣るべしだ、何も三人や五人集つて、コソ／＼話をするには及ばない、總裁も、幹部も皆全黨員の選舉で遣るべしだ、總裁の選任に任かすなどがよくない、あれは黨に寄附金を何十萬圓したから總務にして

やれ、彼れは選舉のとき何十萬圓を取持つてくれたから、法制局長官にしてやれ、ヤレ彼は幾萬圓出したから豫算委員長にしてやれ、ヤレ彼は幾萬圓出したから幹事にしてやれと云ふやうな、遣口では面白くない、須らく公平なる選舉に依るべしだ、議院内の事は議員間の選舉に依り、政黨の役員は政黨員全部の投票に依るべしだ、細末なる幹事などは總務の選任でよからふ、凡て多數の意見に従ふのが立憲政治だ、代議政體の本領茲に在りだ。

今度は遡て選舉のことに就て云ふが、選舉費用を多く費すと云ふことが、選舉を誤まると云ふことだ、普通何萬圓、多きは何十萬圓を要するから、自然人格よりは金持と云ふ事になる、貧乏人の候補者には何人か補助せなければならぬ、政黨の本部も、此補助金で苦心一方ならずだ、時の政府であれば、鐵道會社や、瓦斯會社を苛め

金の選
舉だ

選舉法
改正案

て、多額の金額を絞り取る、阿片の密賣もすれば、銀行會社の手もにじる、親分は知らぬ顔の半兵衛さんで居ても、子分は臭い飯も喰ひ、赤い半纏を着なければならぬ、政友を賣つて珍品問題を惹起す、素はと云ひば皆選舉費用からだ、之をへなければ、東京驛頭で横腹に風穴を明けられる慘事はない、噫選舉費用なる哉！
そこで主人は一つ矯正策を献じやう、先づ第一選舉費用は候補者一人に付金五千圓以下とすることだ、其以上を支出した者は選舉を無効とすることだ、而して其支出は一切記載して、監督官廳に提出すること、其記載方に誤りあるときは、其選舉を無効とすること、選舉運動は演説と文書に限ること、郵便に依る文書は五回以下とすること、戸別訪問は候補者は勿論、運動員と雖爲すことを得ざること、としたらどうだい、少しは面目を一新するだらう。

第二は普通選挙を實行して、選挙人を増加することだ、如何に選挙人の數を増したとて、候補者の運動方法を制限しなければ駄目だ。以上の選挙運動取締法を以て、普通選挙を實行したならば、完全なる理想選挙が實現せらるゝであらふ、ナント善い方法ではないか、
「金銀のめし」の値打茲處に在りと云ふべしだ、之はチト手前味噌を付け過ぎたようだネー、

それから衆議院の解散だ、此解散は衆議院にのみあつて貴族院にはないが、之は民衆政治の進化せざる時、即政府の権力の絶大な時代には、政府が自己の信任を問ふ意味を以て衆議院を解散したのであるが、勿論我國の解散は政府の政策の行詰たときに糞焼に行ふのである、國務大臣が辭職をすれば好いのだ、十人か十五人辭職すれば済むのに、天下の人心を騒がし、多數の人力と、莫大の

非解散論

金とを空費する、總選挙を行ふのだ、之は甚だ好くない事だ、衆議院は四年に一度改選せらるゝのであるから、比較的政府よりは新鮮だ、故に憲法より解散に關する規定を除けばよい、政府も人民も無駄の心配と手數を要しない、又吾輩の云ふが如く、内閣總理大臣を人民の總選挙に依りて選出すれば、其任期中は無事に職務を盡くす事が出来る、衆議院も解散がなければ四年間は無事だ、之は双方の利益だ、つまり人民の利益だ、何も政府の意見だつて大した事のないのに、衆議院を解散するなんて我儘が過る、若し内閣大臣の意見にして行はれないなら、速かに辭職すべしだ、國民の選挙せる多數の議員の方が、正當なりと見る外はない、故に議會の解散権は無いことにしたらよからう。

議會の召集

次に議會の召集に就て云ふが、毎年十二月の末に召集して、開院

議員の
サボリ

式が済むと、直に年末年首の休暇と爲る、それが一月二十日迄休暇と来る、議會のサボリ加減も大概にするがよい、政府を監督する地位に立つ議會にして此状態だ、何んぞ官紀の肅正を叫ぶことが出来るか、人を正さんと欲せば、先づ己を正しふす可しだ、官吏をしてサボラざらしむるには、先づ自己のサボリを止むるのだ、正月二十日迄休暇する所が、何處の官廳又は會社にあるかい、それで三月の末になると、一日に幾百件と云ふ議案を議決するのだ、何んで其議案を能く審査するが出来ようか、第四十五議會に於て一日に二百三十三件の議案を一括して議決したと云ふので、第四十六議會の劈頭に於て議長の不信任案を提出されたではないか、餘りサボリ過ぎて終りには此始末だ、一山又は一束幾何で賣るとは酷ひ、密柑や薪木ぢやあるまいし、正月の休暇も好いが、八日あたりから開會すれば

良いではないか、官廳の御用始は四日からである、政府もサボラぬよふに、議會は毎年十二月一日を以て、東京に召集すと規定するが良らふ、一年の中僅か三ヶ月しか、開會せぬのであるから、チト勉強するがよい、そう續けられては他の事務もあるから困るといふならば、そんな多忙の人は議員なんかにならぬがよい、議員になつてサボリたがるような人は、我々國民は無理に頼まないがよい、ド、ド、だ、代議士諸君も、チト眞面目に勉強して、國家國民の爲に、盡力する氣に爲らないかい、徒らに政黨者流の愚に倣つて、黨争を是事とするのは、餘り感心したこともあるまい、他黨の政策でも善事は善事、我黨の政策でも悪事は悪事だ、其是非曲直が見分けの付かないような者は、代議士に出る資格はない。

第十三章 樞密院顧問官の爲に

樞密院の必要 其改造案

功成り名遂げて退くと、云ふのは世間並だから、チト異様に出たといふのでもあるまいが、樞密院顧問官の返咲は恐入る、官制に依れば、天皇の諮詢に應じ奉答する義務がある、條約だの、勅令だの、法令だの、重要な政府案を諮詢せらるゝ所である、政府があつて、帝國議會があつて、其上更に樞密院があるのだから、随分複雑のものだ、屋上更に屋を架するとは是事だらう、然し帝國議會は年中開かるゝものでないから、其閉會中政府を監督する者は樞密院であるだらう、政府から言へば目の上の瘤だ、無くもがなであらう、併し今日の如く議會が無權威で、政府の大臣が權力を振り過ぐる時代には、

樞密院の必要

其之を制肘する者がないと、どんな過ちをするかも知れない、又内閣大臣にも随分御粗末な、剝製が多い世の中だ、而して今日の國務大臣は名は國務大臣だが、其實は各省大臣だ、故に各省大臣は各自己の受持ちの事しか知らない、そこで受持大臣が主張することは、大抵閣議を通過する、即農商務大臣が主張する農政又は商策は通る、外務大臣が主張する外交問題は通過する、國務大臣と云ふも其實各省大臣だ、其處で閣議を経たからと云ふても、其實一省大臣の意見にしか過ぎない、茲に於て樞密院と云ふ後見役の審査が必要だ、内閣の目の上の瘤のような、樞密院の效用顯著なりと云ふべしだ、然し樞密院も其權力の偉大なるを利用して、條文の末節、細句迄侵入しては無理だ、須らく大體の意見を開陳すべきである、そうかと云ふて條約文の如き、一言一句に重きを置くものは、慎重に審議すべ

きである、日支郵便條約の前文の如き、一本衝込むのもよろしい、何しろセルロイド製の外務大臣だもの、餘程監督が届かぬといけな
い、監督よりは寧ろ指導しなければ可けない、徒らに退嬰主義を持
して、之れ平和を得る所以なりと云ふのは、滑稽の極だ、先方の言
ふことを聞いて居りさいすれば、平和は勿論だ、然れども我國利民
福を如何せんやだ。

其改造案

然れども今日の如き樞密院は、改造の餘地なきかと云ふに、大に
之ありだ、先づ樞密院顧問官を改めて、樞密院議員と爲すことだ、
今日樞密顧問官は二十四人あるから、之を三分して其三分の一は、
貴族院より選出し、三分の一は衆議院より選出し、残りの八名は勅
選議員とすることだ、之が最も公平の處置だらう、其任期は貴衆議
員は各其議員の任期に依り、勅選議員は五年位が適當だらう、茲に

於て樞密院も始めて有意義となるのだ。

どうだい一つ此改革案を提出する内閣はあるかい、アハハ——

第十四章 財産家の爲に

資産、 何の爲の財産だ、 衣食住の費用、 富豪の心
 理、 それは間違だ、 事業の極度の發達、 御山の太
 將、 資本の戦争、 遺産相續の制限、 地代、 土地
 所有權、 土地所有制限、 市街地の所有制限、 會社
 の利益配當制限、

是は當代一流の資産家の御光來ですか、 當食堂も繁昌して、 大に
 面目を施すので御座います、 實は資産家即金満家達は、 何不足なく
 御暮しに爲つて居りますから、 當食堂などには御立寄りがないか
 と思つて居ました、 所がわざ／＼御出になるとは、 大に光榮とする
 所であります、 何か資産家諸君の、 有形的財産にも、 無形的精神に

資産

も、 大に效能のある所を、 一つ差上げましやう。

今日の財産と云へば、 宅地あり、 家屋あり、 田園あり、 森林あり、
 鑛山あり、 牧場あり、 漁場あり、 製造場あり、 鐵道あり、 船舶あり、
 什器あり、 美術品あり、 債權あり、 株券あり、 金錢ありだ、 而して
 此等を最も多く所有するものを指して大富豪——大資産家と云ふ、
 若し通貨を以て、 其大資産家の全財産を評價するならば、 或は全國
 に流通する貨幣の全部を以てしなければならぬかも知れない、 ナン
 ト廣大なものではないか、 然らば其大資産家に問はんに、 あなたは
 何の目的があつて、 何の必要があつて、 其廣大なる財産を所有する
 かと云はゞ、 恐らくは諸君の答は、 別に何の目的があると云ふ譯で
 はなく、 又何の必要が有つたと云ふ譯けでもない、 唯自然に増加し
 た結果のみと云ふでしやう、 御尤もです、 今人間生活に必要なる衣

何んの財
爲の財
産だ

衣食住の費用

食住に就て云ふならば、如何に富豪と雖、一食に飯が三杯もあれば十分でしやう、着物と雖、夏は單衣が一枚、冬は綿入が三枚もあれば十分でしやう、今假りに贅澤に暮すとして計算するも、普通人が一日一圓當りの食費を、一日十圓當りと計上するも、尙一月に三百圓しか要らない、衣服は毎月一枚宛新調するとして、十二枚、一枚百圓宛として千二百圓、食料が三千六百圓、衣服費が千二百圓、合計四千八百圓しか要らない、住居即家屋の如きは、大厦高樓を建築せられないでもないが、此家屋なるものは一度建築すれば、少くも數十年多きは數百年は大丈夫だ、又其大厦高樓も自分獨りの居室は、一室又は數室しか入用はない、他は悉く他人の使用に任すのだ、或は全然使用しないかも知れない、然らば何を苦んでか、そんな無用の長物を築造する要あらんやだ、時に食堂の主人！、そんなケチな

富豪の心理

言を云ふから困る、家屋も本邸の外に別邸あり、夏は避暑地に別莊を構へ、冬は暖地に別莊を有し、居るには妻妾左右に侍し、奴婢數十人、出づるには従者數十人、或は花柳の巷に放浪して、山海の珍味食膳に上り、夕に梅花を手折り、朝に櫻花を眺め、甲が一夕數百圓の費用を拂へば、乙は一夕數千圓の浪費を爲す、甲が別莊に五萬圓を投ずれば、乙は十萬圓を抛たんとす、又愉快なる哉、此愉快は貧乏人の知らざる所にして、富豪の獨り味ふべき所である。

所が主人から見ればそれが良くない考だ、あなた方が一人の愉快を買ふ爲に幾百人の迷惑を感ずるかも知れない、考へて御覽なさい、あなた方が一軒の家屋を建築する爲に、數千坪の土地を買収するとしましやうか、幾百人の人は之が爲に、他に移轉せざるを得ない、よし之が爲に金錢上の利益を得たとするも、一人の爲に數百人を追

夫は間違だ

拂ふと云ふことはよくない、殊に市街地に於て然りだ、又一人の爲に數十人の男女を使用すると云ふことが不都合だ、其も事業の爲に使用するならよいが、生活の爲に使用するなんぞはよくない、ナニ使用される者が希望するつて、其は金の爲だ、無駄の金があり過ぎる結果だ、金はモット有益に、使用すべきものだ、自己の小使の爲に數十人を使用するなんて、社會上許すべからざることだ。

既に衣食住の爲に澤山の費用を投ずるなんて、馬鹿／＼しいことであるとするれば、今度は事業の爲に手を擴げるならばどうか、假りに自分が運送業者とすれば、日本中の鐵道を買占めたいとか、船舶を一手に納めたいとか云ふとであらう、又鑛山を一手に買占めたいとか、日本全國の土地を一手に買占めたいとか云ふに過ぎまい、然して希望通り、運送業を纏めたり、鐵道王となり、船舶王となり、

事業の
極度の
發達の御山の
大將の

土地王と爲つた所が、其後はどうする、只其運賃を上たり、其物品の價格を引上げるより外はあるまい、それが社會に對して如何なる効果があるか、善果よりは寧ろ惡果だ、然らば國家は之を默視する譯には行くまい、資本主義も極度迄、來ると惡事だ、今日資本主義の國家が、社會主義を見ると、蛇蝎の如しだが、資本主義の目的を達せしめたる場合を想像して見れば、之亦蛇蝎視せざるを得ない。能く考へて見るがよい、一艘の船舶を有すると、千艘、萬艘の船舶を有すると、何程の差があるか、一町歩の田地を有すると、千町萬町の田地を有すると、何れが利益であるか、之れ畢竟御山の大将己一人と云ふ、小兒時代の名譽心にか過ぎないではないか、中世封建時代の諸侯が、何か口實を設けて隣國を侵略して、之に打勝つて、遂に一郡を取り、一國を取つたと同じく、其戰勝者から見れば、

愉快は愉快なるべしと雖、其戰敗者の悲慘は如何、又之を第三者から見れば如何、甲が勝うが、乙が勝うが、吾關せず焉だ、即源氏が勝うが、平家が勝うが、人民は無關係だ、北條が負けようが、足利が勝ふが社會の人民は、利害休戚を持たぬ、唯壓制者の更迭だ、日本國民に取つては何等の差違はない、が併し今日は斯の如き利慾的の腕力戰爭は出來ないが、資本的戰爭は自由に出來るとは不都合だ、宜しく國家的勢力、即法律を以て禁止すべきである、日本中の船舶を一人で所有するとして、第三者は如何なる利益があるか、日本全國の土地を一人で所有するとして、一般人はどんな幸福が生ずるか、愚も亦極れりだ、如此無駄のことを止めるのが爲政者の本能だ、一人の利益を計るより、天下萬人の爲に計るのが政治の本義だ、此道理を能く理解することが出來たならば、一個人の財産を無制

資本の
戰爭遺産相
續の制

限に擴張することは考へ物だ、假令生前に於ては全然其自由を與ふるとするも、死後其子孫をして無制限に遺産を相續せしむると云ふことは考へ物だ、即子孫の生活上必要なる費用を、支辨すべき元本、即百萬圓を限度として相續せしめたらよからう、其以上の財産は國家に歸屬すべきである、國家に歸屬する財産は、國民一般の利益だ、此制限相續は少しく苛酷のようであるが、決してそうではない、一個人は社會の一員だ、其一個人が僥倖にして多額の財産を作り得たとするも、其財産は社會を相手として、勝ち得たるものであれば、其不必要なる部分は社會に返還するが當然だ、社會奉仕とは眞に此事だ、死んだ佛も浮ばれることに爲る、若しそんな事をする、誰も働いて貯蓄する者はないと、そんな事で働かないような人間は、元來働けない人だ、自己生存中は何千

萬、何億萬圓でも、自由に獲得し、使用し得るものなれば、本人の希望は達成したと云ふものだ。然るに其死後に於て、尙且其事業を經營せんとするのは無理な事だ、寧ろ子孫をして經營せしむるよりは、國家の手に渡して經營するのが安心だ、又其子孫も、百萬圓の財産があれば、裕に其利子だけでも、妻子の生活費はある。又自己が働けば其収入があるではないか、自己が立派なる一人前の人間であるならば、父の財産を全部自己の所有とする必要はあるまい、元來其父なる者も無一物より、僥倖にも其巨萬の財産を獲得したではないか、然らば其過剰利得は、之を社會に返還しても少しも差支はあるまい、斯くすれば社會即國家は人民より徴收する租税は少くつて済むことになる。

地代

元來土地なるものは擴張する事の出来ないものなることは、何人

も承知して居る所である、然るに人口の増加は無限である、我國の人口も年々六十萬人位は増加する、假令外國に移住する者ありとするも、其は増加率の何十分の一にしか過ぎない、此限りある國土に、此限りなき人口が生活しなければならぬ、然るに土地には所有權があつて後に生れたる者は、先に生れたる者の爲に、一尺の土地でも所有することが出来ないこととなる、茲に於て借地なる者を生ず、借地すれば借地料を拂はねばならぬ、人口が増加して、借り手が多くなるに従つて、借地料が益高くなる、此高くなる部分が不當の地代である、然らば正當の地代とは何ぞや、即其土地の開墾や、改良に費されたる費用の利息である、人口増加して競争して借地料を騰貴したる分が不當の地代である、地主は所有權を主張して、益不當の地代を要求する、各地に借地問題が紛起するのも無理はな

所有權

い、小作料問題も此不當の地代から起るのだ。

抑土地の所有權を、國家が認めめたのは、其土地を愛護するよう、大切にしようとしたからである、外國の諺に「所有の妙味」と云ふことがある、人に所有權の觀念を興ふれば、其物を特別に愛護するものである、土地にも所有權を興ふれば、其土地を特別に大事にする、即能く耕作するようになる、其土地を大事にし、愛護する範圍は、自己の耕作し得る土地に限るべきである、即自耕にあらざる土地に、所有權を認める必要はない、此意義よりすれば一個人の所有を許す範圍は、自己の耕作し得べき區域であらねばならぬ、之を換言すれば、他人に貸與して耕作せしむる土地の所有權は、認許せずとも可いと云ふことになる、然らば一國が法律を以て、自耕にあらざる土地の所有を禁止することとしても可いことになる、先づザツト言へ

土地所
有制限市街地
の所有
制限

自耕にあらざる土地の所有は、田畑各一町歩以内と制限すべしだ、然らば土地を澤山所有せんと欲する者は、須らく自ら耕作すべしだ、斯くすれば國家の經濟の上から見ても、大に利益ありと言はねばならぬ、又大地主と云ふものがないから、小作料爭議などは全然起らない、ナント好い妙案ではないか、然らば現在土地の大部分を占むる、大地主の土地は如何にすべきかと云ふに、其は或年限を定めて、其土地の處分法を講ぜしむるのだ、即五年間位の猶豫期限を興へて、處分せしむるのだ、若し其期間に處分し能はざるものは、政府に取上ぐべきである、勿論茲に土地と云ふのは田畑のことで、山林原野は、他の方法に於て相當に、制限するがよろしい。

次に市街地及住宅地の所有にも、亦制限を加ふべしだ、其の方法は先づ一千坪以上の土地の、所有を禁止すべきだ、都會に於

て餘り廣大なる土地を、一個人が占有すると云ふことは、百害ありて一利なしだ、商店又は邸宅に必要もないのに、一人にて數千坪、數萬坪の土地を所有すると云ふことは、多數の人の迷惑だ、此等は制限を付すべきである、即一千坪以上の所有を禁止するのが正當だ、而して其方法は、一定の年限を定めて、地主をして制限以上の土地の處分法を講ぜしむるのだ、若し其期限内に處分し能はざるものは、政府に取上げ、更に之を他人に賣却するのである、政府が之を買上ぐるなどは、愚の極だ、此方法を取れば階級闘争もなければ、貧富の懸隔も甚しくはない、一つ歐米に率先して實行してはどうだい、會社の利益配當金も、餘り多いものは、其過剰利得を政府に取上げべしだネ——、二割以上の配當金は政府の収入とすべきである、一會社にして七割八割も配當するのは不都合だ、單に株金の利息とす

利益配當金の制限

れば、一割も取れば十分だ、それに事業の危険の保険料が一割、都合二割も取れば澤山だ、其以上の利益金が有るといふ事が、社會の變調より生ずるものであれば、社會に返還すべきが當然だ、然らば會社の事業にして、損失があつた場合に、之を補給するかと云ふに、現今でも社會に必要な事業なりと認むる場合は、之を補助して居るではないか、輕便鐵道の如き、船舶の如き然りである、故に過大なる利益ある場合に之を政府に取上ぐるに於て、何の遠慮が入るものかね——、

第十五章 裁判官及辯護士の爲に

訴訟の實質に重きを置き、訴訟を迅速に終了せよ、
 無罪の者には賠償せよ、陪審法、犯罪所罰法、死刑
 か有期懲役か、慣行犯は死刑にすべし、

之は藤原時代の天神様の體裁にも似合ず、毎日權利の義務のと、
 理届ばかりあつしやるから、面白くもありませんまい、チト金銀の御
 飯でも召上れ。

主人の考ふる所に依れば、諸君は訴訟の實質よりは、形式に、重
 きを置き過ぎはしないかと疑はれる、ヤレ訴狀に、判が一つ足りな
 いか、判決書に割印が一つないから、此判決は無効だとか、檢事
 の起訴狀に、裁判官の宛名がないから、無効だ、一先犯人を釋放し

訴訟の
 實質に
 重きを
 置き

訴訟を
 迅速に
 終了せよ

て、更に正當なる起訴狀を作ると、同時に犯人を縛り直すのだなど
 と、丸で子供が遊戯でもするやうなものだ、それよりは、訴訟人は
 一日も早く裁判があつて欲しい、民事にしる、刑事にしる、馬鹿に
 ひまがかゝり過ぎる、一開廷日より、次の開廷日迄には、數ヶ月餘
 もかゝる、それも東京から、長崎とでも云ふなら、仕方がないが、
 僅か一日程で往復の出来る所で、一二ヶ月の間隔を置くとは、餘り
 サボリ過ぎる様だ、次の辯論期日迄には普通、一週間か、二週間で
 澤山だ、ナニ辯護士の都合が悪いと、手に餘る程の忙しい辯護士は、
 チト手控へたらよからう、辯護士職務區域法案なるものを、提出せ
 らるゝも無理はないではないか、何も天下の訴訟事件を、己れ一人
 で辯護しなくつてもよさそうなものだ、裁判官には各其管轄區域が
 ある、ひとり辯護士には無制限だ、一人にて多數の事件を引受け、

訴訟を延滞せしむるようのがあつては、相手方に對して相濟まぬ譯だ、訴訟依頼人から之を見れば、一事件は半年か、一年で、一段落を付けて貰いたいものだ、然るに、二三年も、五六年も、かゝる物がある、ナンボ裁判官や、辯護士は、それが職務だからとて、今少し手取早く、遣つて貰ひたいものだ、既に事件なるものは、既定の事實ではないか、只其事實が闡明しない迄のことだ、民事々件でも、事實の審査には、單に訴訟人の證明のみに依らず、裁判官が進んで、證據の蒐集をしたらよからう、又刑事々件の如き、犯罪の有無、判明せない者には、ドシ／＼どつちでも形を付けたらよからう、事實無罪の者に紊りに嫌疑を掛け、長の月日拘禁せられ訊問せられては、迷惑至極のことだ、此無罪の人間を、紊りに收監して、終りに釋放などするときには、政府は須らく相當の損害賠償を爲す

無罪の者に賠償せよ

べきである、そして其金額を豫め定めて置けばいい、一日金何圓宛賠償すべしと規定するがよい、人民の財産侵害のときは、相當の賠償を與へ、人身侵害のときは、賠償を與へぬと云ふ道理が何處にあるか、之が人權蹂躪を防ぐ一番良い方法である、ソナ事をすると、犯罪嫌疑者を拘引することが出来ないから、眞犯人を逃走せしむる恐れがあると、それが眞犯人であれば、何も賠償しなくともよいではないか、只疑はしい位で猥りに拘禁せられて耐まるものか、此耐らないと云ふ、不法拘禁に對する損害賠償だ、此賠償金一年間にどの位であるか、チョット豫算が付かぬが、陪審制度を実施する費用の十分の一も入るまい、又陪審制度を実施するより、此賠償法の方が餘程效能があるだらう。

陪審法

陪審法も悪くはないが、單に裁判官の參考に供する位の陪審法で

は、權威がない、又刑事被告人より請求すれば陪審に掛け、請求なければ陪審に掛けぬと云ふような、微温的の陪審法なら、無くつてもよい、費用をかける丈損だ、陪審制度を採用するなれば、凡ての刑事事件の、事實の有無を審査することとしなければならぬ、其實の範囲には、裁判官をして嘴を容れしめないように、しなければならぬ、殊に被告人に陪審の有無の自由を與ふるなどは、よろしくない、先づこんな陪審法なら、ない方がよからう。

犯罪人を罰すると云ふことは、其犯罪に因る復仇主義と、其犯罪人を懲戒すると云ふ主義の、一若くは二者の合致である、殺人罪の如きは、大部分復仇主義より、之を罰するのである、即人を殺すものは、又殺さるべし、と云ふに基く、窃盜の如き、詐欺の如きは、之を數ヶ月又は數年間、監獄に投じて、懲戒すれば善良なる人間に

犯罪所罰法

死刑か
有期懲役か

爲るであらうと云ふ假定に基づく、故に死刑に處するか、又は有期懲戒に處すべきか、二者其一つである、決して無期徒刑の如く、修身監獄に於て生存せしむると云ふことは、無駄のことだ、若し懲戒して改心する見込あらば、宜しく有期懲役に處すべきである、何も無駄飯を呉れて、無駄の手敷を掛けて、監獄に死ぬ迄生活せしむる必要はないではないか、或は死刑に處すべき犯人だが、少しく疑はしい點があるから、無期徒刑に處するのだ、などと云ふが、若し死刑に處すべき犯罪の證據があらば、死刑に處すべきだ、若し其證據にして疑はしきものあらば、宜しく無罪とすべしだ、何も躊躇するには及ばない、無期徒刑の如き曖昧の刑を存在せしむる必要はない、又窃盜罪、詐欺罪、暴行罪の如き、重大なる犯罪にあらざるも、其犯人にして、到底改悛の見込なきものは、須く死刑を宣告すべしだ、

慣行犯
は死刑
にすべ

検事の
獨立の

金銀のめし

一七〇

之れ社會の公安を害するものは、社會より驅逐するのが當然であるからである、即同一種類の犯罪にして前科數犯以上の者は、宜しく社會外に葬るべした、前科十犯の十五犯のと云ふ犯罪慣行人を、社會に横行せしめて置いて、監獄に入れたり、出したりするのは、寧ろ滑稽だ、よろしく一刀兩斷にすべきである。

検事が犯罪人を起訴するときに、上席検事の指揮命令を受けねばならぬと、云ふことが分らない、如何に取調検事が有罪なりと思惟しても、上官検事が起訴すべからずと言へば、仕方なく不起訴としなければならぬ、特に政府の大官や、政黨の首領株の犯罪は、大概此手で、有耶無耶に葬られて了ふやうだ、之が甚だよくない、裁判所の威信を害する恐れがある、政府の大官や、其友人連の犯罪は罰せられないで済むにあらざやとの疑を生ずる、此嫌疑を解くには、

検事が獨立するに限る、取調検事が有罪なりと思へば、起訴するがよい、無罪なりと思へば不起訴にするがよい、其事件が有罪なりや、無罪なりやの、判断が着かぬやうな者は、検事に爲る資格はない、斯くすれば、判事も獨立、検事も獨立、別に世間から非難せらるゝ恐れはない、而して若し無罪を有罪として拘禁し、起訴するやうな事があれば、其損害を賠償すればよい、國家が賠償したとて、何が不名譽のことがあるものか、財産侵害に對しては、始終賠償して居るではないか。

それから判事や、検事の諸君が、餘り世間と交際しないからでもあらうが、常識が少し缺乏して居るやうだ、或被告人が八八を遣りましたと云つたのを、裁判官が隣席の書記に、八八とは何の事だと尋ねたと云ふが、此等は極端であるが、随分非常識の者がある、判

裁判官
の常識

検事は常識が足りないようだが、辯護士は常識があり過ぎるようだ、此反面には辯護士諸君は少し嚴格にあつて欲しい、畢竟するに裁判官にして、常識が発達して居れば、陪審制度の必要も無い譯だよ。

第十六章 小學校教師の爲に

物價の原理、 俸給、 手當、 國民學校と改むべし、

入學試験の難問は無理だ、 其矯正法、 學校の火事、

是は小學校の先生方の御出掛ですか、 毎日イタヅラ小僧や、 オベソ嬢を相手に、 讀んでくは、 御苦勞様ですネ——、 早速ですが、 皆様の不平の點を承はり度い、 それに因て金銀のめしが續出しますよ、 然らば申述べますが、 第一我々小學教員の待遇を、 今少し良くして貰ひたい者ですネ——、 抑小學教育なるものは國民教育の基礎であるから、 其教師の待遇をよくしたいとは山々ですが、 何しろ數が多いので、 到底諸君の満足を、 買ふ譯には行きますまい、 俸給も他の勞働者よりは多く支給したいですが、 御注文通りには行きます

物價の
原理の

まい、元來金錢を以て計る交換價值なるものは、其物の利用價值とは別物であるから、其物が如何に利用價值を持つて居つても、即其物が如何に必要物であつても、少しも交換價值即金錢に代へることの出来ないものがあります、即空氣や水の如き是です、水や空氣は、人生に極めて必要な物ですが、餘り多くあり過ぎますから、大多數の場合には、金錢を出すものはありません、又數量の多いものは、如何に人生に必要であつても、多額の金錢を投ずる者はありません、鐵の如き日常使用する鍋釜を作るに、必要缺くべからざるものなるも、あまり多く産出するから、交換價格は安いものです、之に反して餘り必要品でなくとも、之を欲するの念強く、且産出力が少いものは、交換價格が高いものです、金の如き、銀の如き之です、此道理が能く了解せらるゝと、小學校の先生方に、多額の俸給を支拂ふ

俸給手當

ことが、困難である所以がお分りになりませう、然しどんな田舎でも五十圓以上百圓位の程度に於て、支給することが正當でしやう、然し今日でも百五六十圓も取る校長があるそうですが、假令數十年勤続したからと云つて、平教員の二倍も三倍も支給するには及ぶまい、元來、俸給は職務に對する報酬であるから、餘り鰻登り主義を採用するのは不合理です、極端なる均一制度を取るのも、面白くはありませんから、先づ三級制位にしたらいゝでしやう、又土地の便否に依りては、別に手當を支給すればよからう、校長は俸給の外に若干の交際費を給すれば好いでしやう。

一體小學校と云ふ名稱がよくない、殊に尋常小學校なんて、丸で成つて居ない、國民教育であるならば、國民學校と改むべしだ、國民に必要な教育が、六年で足ないなら、七年とか、八年とかに改

國民學校と改むべし

正して、高等小學校なるものを廢止すべしだ、又今日の教育から云へば、高等科は義務教育でないから、各市町村に設置するには及ばない、それを文部省が干渉して、無理に設置せしむるなどは不都合だ、其程必要ならば義務教育年限を延長したらいい。

又小學校にせよ、中學校にせよ、餘り學科目が多すぎる様だ、科書が多すぎるようだ、修身書の如きは、國語讀本中に合併するがよからう、小學校でも英語の初歩位は教へるがよい、殊に今日の高等小學校に於ては、英語を必須科目に編入するがよい、之れ今日の趨勢上已むを得ざる傾向だ。

中學校や、高等女學校に入學する者の爲に、小學校に於て科外教授を無暗にするはよくない、小學校は國民一般の爲の教育であるから、其以上の學校に志願する者の爲に、全力を注いで教授する必要

入學試験に難問は無理だ

其矯正法

はない、又中學校や、女學校でも、小學校の卒業程度を以て、入學試験すればいい、而して入學志願者の過剩數は抽籤で除けばいい、無理に難問題を出すには及ばない、難問題に就て面白い話がある、或る中學の入學試験問題を小學校の先生に持歸て示した處、どの先生にも出來なかつたそうだ、子供の時に、餘りに腦髓を使用すると大きくなつてから、多く役に立たない恐れがある、當局者は少し考ふべしだ、中學校の入學試験に、社會主義とは何ぞや、などい云ふ難問を發した所もあるそうだ、寧ろ滑稽だ、子供は餘りこせつかせるより、のんびり育て、大人になつてから、十分働かせる方が得策だ、郡視學や、縣視學などが來て、甲の學校の方が一點五分多いとか、乙の學校の方が二厘五毛わるいとか、丸で重箱の隅を楊子で突つくようなことをいふから、各學校が競争して幼稚なる兒童に、

學校の
火事

極端なる積込主義をするのだ、結局監督者たる文部大臣が悪いのだ。それから學校や、劇場や、病院などは能く、火事の出るものだ、兎角寄合世帯と云ふものは、責任觀念に薄いものだから、能く／＼注意すべき事だ、萬一出火の場合ありとしても、其學校に一番大切なる者は、其學校獨特のものだ、他の學校には無い物だ、それは其學校の起源だとか、沿革だとか、事務書類だとか、其他の貴重品であらう、先づ此等の書類は第一番に持出すべきだ、若し時があれば、什器を出すべきだ、何も火傷をして迄も出す必要はない、天皇陛下の御眞影を出す爲に、焼死んだ教員もあるようだが、何も死を侵して迄も、御眞影を出せと、陛下は仰せられまい、此等は大御心の取り違いだ、こんな間違つた考を持つて居る教師が、随分多いようだから一言注意する。

第十七章 情死者の爲に

駈落の男女、

身上話、

情死の覺悟、

自殺は勝手だ、

人生觀、

公設自殺場、

駈落の
男女

年の頃四十恰好の男と、二十二三の女と、餘り勢のなさそうな様子で、簡易食堂に入つて來た、男の風體から見ると、高貴織りの着物と羽織で、先づ田舎出の商人としか見へない、女は御召縮緬の羽織と着物、餘り上品と云ふでもなければ、そうかと云つて餘り下品でもない、マア酒場の女中を滿艦飾で連れ出したと云ふ體裁、之は珍らしい男女の御入來ですナ、何か御用ですか、私共は田舎ものですが、或事情があつて出京したのです、之なる女は實は私の女房でありませんが、私と同じ町の料理屋の藝者です、私も元は田舎で

身上話

は相當の資産がありましたして、商買をして居りましたが、之なる藝妓のあや子に迷ふてからは、商買はそつちのは、女房や子供は、邪魔に爲つて耐らず、親族や、友人の忠告も空吹く風と一般、毎日毎夜の遊興、遂には家屋敷も他人に賣拂ひ、御定りの駈落と爲りました、東京は廣いと云ふから、何か一旗上んとして、毎日探して歩きますが、どうも、思ふやうな仕事もありません、錢は使ひ盡くす、生耻をかくよりは、イツソ一思ひに死んだ方が増しだと思ひまして、之なる假りの女房に話しますと、あなたも私しの爲に、こんな境遇になつたのですから、私も一所に死にますと、申して呉れました、誠に嬉しくて耐りませんが、サア死ぬとすると、何だか娑婆に未練が残つて、死にたくもありません、何か死なずに、うまく之と夫婦に爲つて、暮す方法はありませんかと思つて、今此食堂の前を通ると、

情死の覺悟

自殺は勝手だ

金銀のめし、と云ふ奇妙な看板を見ましたから、之は風變はりだ、一つ寄つて見ようと、夫婦相談して立寄つたのです、何か御主人に妙案はありませんかナ、よろしい、待つていました、それは當食堂の獨特の所です、元來人間が此世に生れ來て、生存すると云ふのは、自己の爲です、自己が死に度いと思へば、死んでもよいのです、生くるも、死するも、皆自由です、若しあなた方が、二人で情死したいと云ふならば、死ぬがよからう、何も此世などに未練を残す必要はない、まだお若いに生きたいと思へば、生きて居るもよからう、死にたいと思ふような無性者は、生きて居つたつて、碌な事もしまいか、死ぬ方がよからう、死ぬとすれば、毒藥かネ——、ピストルかい、九寸五分かい、鐵道自殺かい、井戸かい、河川かい、どちらでも、おまへさん達の自由に任せます、御主人にそう言はれて了